

第 3 次 湖南省就労支援計画

令和 4 年 (2022 年) 9 月

湖 南 市

第3次 湖南省就労支援計画

《目次》

序章 第3次 湖南省就労支援計画策定にあたって	1
第1章 湖南省就労支援計画の基本的な考え方	2
1. 計画の目的	2
2. 計画の対象者	2
3. 持続可能な開発目標（SDGs）	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の推進体制・役割	3
第2章 湖南省の雇用・就労状況	6
1. 雇用・就労の状況	6
2. 雇用・就労に関する各種施策等の概況	14
3. 雇用・就労に関するアンケート集計の講評	16
第3章 就労支援の基本方針	18
1. 就労支援の基本理念	18
2. 就労支援の推進体制	18
3. 就労支援機能・役割	27
4. 就労支援施策メニュー	30
第4章 計画の推進に向けて	34
1. 今後の体制充実の方向性について	34
2. 無料職業紹介事業（チャンスワークこなん）の有効的な活用	34
3. 支援内容の検討	34
4. 生活困窮者自立支援制度の有効的な活用	34
5. 事業の定着と普及	35
資料編	37

序 章 第3次 湖南省就労支援計画策定にあたって

“働くこと（雇用・就労）”は、住民一人ひとりが、自由で豊かな生活を送るために必要な経済的自立の実現に不可欠な手段だけでなく、自己実現や社会参加、生きがいづくりなどに関わる重要な基本的人権の一つです。

本市では、働く意欲がありながら、物理的・心理的・社会的な就労を妨げる要因を抱える人たちの就労を促進するため、平成23年(2011年)3月に「湖南省就労支援計画」を策定しました。その後、計画にもとづいて相談窓口の設置や湖南省障がい者就労情報センター・チャンスワークこなん等の支援体制を整備するなど、就職困難者等の就労に向けて取組を進め、平成28年(2016年)3月に「第2次湖南省就労支援計画」を策定しました。

しかしながら、近年のわが国における雇用・就労に関する情勢は、米中貿易摩擦や度重なる災害等により不安定な方向へ転換し始めています。また、人口減少と少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化による雇用のミスマッチなど、労働力需給の構造的な問題が深刻化しています。加えて令和2年春から、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、休業要請やステイホームによる経済の急激な落ち込みが雇用情勢に打撃を与え、国などから支援策が次々と打ち出されてはいるものの、失業者や企業の倒産が徐々に増加しており、就職困難者等が抱える就労阻害要因も年々多様化・複雑化しています。

また、急激な社会変動によって体も心も疲れ、ストレスによる心疾患により就職困難者となる人が後を絶たない等、年々さまざまな就労阻害要因が新たに加わってきています。

このような課題の増加に対応するため、「第2次湖南省就労支援計画」を見直し、これまでの取組や新たな課題にむけての対応等を踏まえながら、引き続き就職困難者等の就労支援に取り組むため『第3次 湖南省就労支援計画』を策定しました。

第1章 湖南省就労支援計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

第3次湖南省就労支援計画では、第2次計画に続き「働く意欲がありながら、物理的・心理的・社会的な就労を妨げるさまざまな要因を抱える人（以下『就職困難者等』といいます。）」の就労促進に向けて、国や県をはじめ、関係機関や団体などと連携・協力するとともに、企業・事業所等の理解や協力を得ながら、基本的人権の重要な要素である「雇用・就労」が実現できるまちづくりを目指すとともに、より多くの人びとが働き、自立し、自己実現を図ることを通して活力のある社会を確立すること、そしてSDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）の理念に基づき、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を目指します。

2. 計画の対象者

この計画の対象者は、「就職困難者等」と称し、以下の人々を対象とします。

- (1) 働く意欲がありながら、「障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等）」があり働くことが困難な人
- (2) 働く意欲がありながら、子育てのため働くことが困難なひとり親等の家庭の保護者
- (3) 働く意欲がありながら、同和地区住民や出身地に対する社会的差別・偏見などの理由により働くことが困難な人
- (4) 働く意欲がありながら、年齢等の理由により、働くことが困難な中高年齢者
- (5) 働く意欲がありながら、国籍に対する社会的な偏見、言葉や社会風習など、コミュニケーションの問題などのため安定して働くことが困難な外国人市民
- (6) 働く意欲がありながら、生活習慣や、健康・家庭などの問題のため、働くことが困難な人
- (7) 働く意欲がありながら、希望した職がないなどの理由で働くことが困難な若年者（学卒無業者）
- (8) その他、社会的援護が必要な人

3. 持続可能な開発目標（SDGs）

本市は、令和2年(2020年)7月17日に内閣府から「SDGs未来都市」に選定され、国と連携しながらSDGsの達成に向けて総合的かつ効果的な取組の推進を図っています。



- 【目標 1】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
- 【目標 3】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 【目標 5】 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化（エンパワーメント）を行う。
- 【目標 8】 包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
- 【目標 10】 各国内及び各国間の不平等を是正する。
- 【目標 17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

4. 計画の期間

この計画は、「湖南省総合計画」に基づき、その他関連計画と整合性を図りつつ、令和4年度から令和8年度までの5か年の計画とします。なお、急激な雇用・就労の変化があった場合には、湖南省就労推進会議に諮り、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画の推進体制・役割

就職困難者等の就労を支援するため、本市をはじめ、国や県、関係機関・団体などが連携して取り組むために必要な役割を次のように想定します。

（1）本市の役割

市は関係機関などと連携を図りつつ、就職困難者等を対象にした就労に関するさまざまな施策を展開していきます。

○各種市民サービスの総合的な活用

保健・福祉・教育・生活などさまざまなサービスと連携し、自立生活に関する悩みや心配ごとなどの相談事業の実施と総合的な活用を図ることにより、就労阻害要因の解消などに努めます。

○企業や関係機関とのネットワークの充実

企業・事業所、関係機関、団体などとの連携を強化し、就労阻害要因の解消などに資するような施策・事業の企画と実施に努めます。

○新規事業展開への支援

就職困難者等が身近な地域での、就労の機会および就労の場として、市民主体の事業体づくりやコミュニティビジネス※などの支援を進めます。

※ 地域の課題を地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決する取組

○人権意識の高揚促進

就職困難者等の就労や人権問題などに関する理解の促進など意識の高揚に努めます。

(2) 国および県に期待される役割

就職困難者等の就労阻害要因の解消に資するようさまざまな制度、施策、事業などに関する情報と機会の積極的な提供、企業・事業所との情報交換やネットワークづくりなどに対する支援が期待されます。

○人権施策の推進と指導

就職困難者等の採用や人事に関する公平・公正な対応に関しての企業・事業所への啓発の充実と、問題ケースなどに対する指導を行うこと。

○活用できる施策・事業などに関する情報提供

就労阻害要因の解消などに資するようさまざまな助成・補助制度や講座、訓練施設などの情報を迅速に提供し、円滑な活用に向けた適切な助言を行うこと。

○ノウハウ・事例の提供と支援

国や県などが有する就労に関するさまざまな事例やケースなどを積極的に活用し、個別ケースの検討などに際しての連携・協力・助言を行うこと。

○企業・事業所ネットワークの側面的な支援

行政と企業・事業所とのさまざまな会議・組織などを活用し、本市における企業・事業所とのネットワークや情報交換などに関する助言・連携・協力・仲介などを行うこと。

(3) 企業・事業所に期待される役割

企業・事業所における就職困難者等の雇用促進と、障がい者就労支援事業所等への施設外就労の場の提供などを積極的に働きかけていきます。

○雇用機会の創出・維持

雇用機会の創出、雇用の維持（障がい者雇用率の遵守など）に努めること。

○雇用管理の改善推進

適正な労働条件の確保、福利厚生の実施などの雇用管理改善などに係る措置を図ること。

○就職困難者等に対する間接的支援

就職困難者等の就労阻害要因の解消に向けた積極的な支援・協力と、体験実習の受け入れや業務・仕事の発注などを推進すること。

○公平・公正な採用選考システムの運営

人権尊重の理念に立った公平・公正な採用選考システムの確立を推進すること。

○人権教育の推進

部落差別問題をはじめ、あらゆる差別の解消に向けた企業・事業所内人権教育を充実・強化すること。

○就職困難者等の定着促進の取組

定着指導・相談体制を整備すること。

(4) 学校・教育機関・少年センター等に期待される役割

○職業観育成事業等の充実

中学校・高校の卒業生や在对学生に対して、職業観育成や進路保障・進路確認を適切に行うこと。

○公平・公正な採用選考システムの促進

高校卒業生の就職における、求人取り消しや採用選考時における不適正質問、社用紙問題などの対応について取り組むこと。

○学卒無業者への対応

学卒無業者に対する就労に向けた支援を行うこと。

(5) 地域社会・関係機関に期待される役割

○日常的な支援

就職困難者等の日常的な支援・助言・指導などを行うこと。

○就労支援の取組

就職困難者等が、就労を実現できるまでの教育・訓練の充実に努めること。

○新規事業展開などへの理解・協力

新たな事業起こしや事業展開などに関する理解を深め、協力すること。

< 湖南省作業所部会*の就労の写真 >

施設外就労（緑化作業）の様子→



← 企業からの受注作業の様子

※ 湖南省内の6つの作業所が、共同で就労に向けた取組を行っている組織

第2章 湖南省の雇用・就労状況

1. 雇用・就労の状況

(1) 市民の雇用・就労の状況

①人口の推移・就労の状況

令和3年(2021年)の本市の人口は54,610人で、平成27年(2015年)以降、55,000人前後で増減を繰り返しています。

年齢別の人口構成は、平成27年(2015年)に比べ「0～14歳」は約600人、「15～64歳」は約1,800人減少しており、その割合も低くなってきています。その一方、「65歳以上」は約2,200人増えており、その割合も25.1%で4人に1人が高齢者となり、高齢化が著しいことがわかります。(図表1-1参照)

【図表1-1 人口の推移】

	総数	0～14歳		15～64歳		65歳以上		(再掲) 75歳以上	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成27年 (2015年)	54,872	7,740	14.1%	35,608	64.9%	11,524	21.0%	4,517	8.2%
平成28年 (2016年)	55,094	7,720	14.0%	35,339	64.1%	12,035	21.9%	4,814	8.7%
平成29年 (2017年)	54,964	7,636	13.9%	34,911	63.5%	12,417	22.6%	5,108	9.3%
平成30年 (2018年)	54,968	7,484	13.6%	34,638	63.0%	12,846	23.4%	5,429	9.9%
令和元年 (2019年)	55,273	7,446	13.5%	34,667	62.7%	13,160	23.8%	5,713	10.3%
令和2年 (2020年)	55,102	7,312	13.3%	34,359	62.3%	13,431	24.4%	5,898	10.7%
令和3年 (2021年)	54,610	7,157	13.1%	33,750	61.8%	13,703	25.1%	6,074	11.1%
2021年 /2015年	99.5%	92.5%		94.8%		118.9%		134.5%	

(各年10月1日現在)

資料：住民基本台帳

②労働力人口

平成 27 年(2015 年)の 15 歳以上人口のうち労働力人口は 28,379 人(15 歳以上人口(総数)に占める割合は 61.3%)、就業者総数は 27,404 人(同 59.2%)で、完全失業者数は 975 人(同 2.1%)となり、完全失業者の割合は減少するとともに、就業者数の割合もやや減少傾向にあります。(図表 1-2 参照)

【図表 1-2 労働力人口】

(単位：人)

年 齢 (5 歳階級)	総数	労働力人口						非労働力人口			
		総数	就 業 者			完全失業者数	総 数	家事	通学	その他	
			総数	主に仕事	休業者						
平成 20 10 15 年	総数	46,504	30,449	29,088	24,280	351	1,361	15,165	6,973	3,240	4,952
	15~29	11,598	7,159	6,662	5,813	81	497	4,148	749	3,216	183
	30~39	8,572	6,796	6,527	5,671	80	269	1,510	1,433	16	61
	40~49	7,199	6,150	5,973	4,784	36	177	918	857	6	55
	50~59	8,720	6,952	6,737	5,674	75	215	1,654	1,455	0	199
	60~64	3,295	1,877	1,741	1,353	38	136	1,379	825	1	553
	65歳~	7,120	1,515	1,448	985	41	67	5,556	1,654	1	3,901
平成 20 21 20 年	総数	46,170	29,575	27,859	23,503	358	1,716	15,205	6,919	2,891	5,395
	15~29	10,257	6,352	5,864	5,220	68	488	3,477	531	2,863	83
	30~39	8,171	6,653	6,297	5,536	91	356	1,155	1,068	15	72
	40~49	7,004	5,964	5,735	4,743	37	229	793	746	5	42
	50~59	7,426	6,006	5,751	4,795	54	255	1,267	1,149	1	117
	60~64	4,297	2,664	2,429	1,974	44	235	1,574	1,111	2	461
	65歳~	9,015	1,936	1,783	1,235	64	153	6,939	2,314	5	4,620
平成 20 21 15 年	総数	46,303	28,379	27,404	22,653	445	975	15,743	6,019	2,732	6,992
	15~29	9,246	5,376	5,098	4,381	71	278	3,238	413	2,703	122
	30~39	7,214	5,753	5,557	4,843	132	196	921	801	19	101
	40~49	7,832	6,639	6,448	5,341	66	191	736	629	4	103
	50~59	6,672	5,527	5,394	4,458	49	133	920	787	3	130
	60~64	3,763	2,412	2,320	1,847	47	92	1,277	834	2	441
	65歳~	11,576	2,672	2,587	1,783	80	85	8,651	2,555	1	6,095

(総数には「不詳」を含む。)

資料：国勢調査

③産業分類別就業者数

平成 27 年(2015 年)の産業分類別就業者の割合は、「製造業」が約 37%、「卸売業、小売業」が約 13%を占めています。

また、「医療、福祉」の割合が増加し、「運輸業、郵便業」の割合が減少しています。(図表 1-3 参照)

【図表 1-3 産業分類別就業者数】

	平成 17 年 (2005 年)		平成 22 年 (2010 年)		平成 27 年 (2015 年)	
	人	%	人	%	人	%
総 数	29,088	100.00	27,859	100.00	27,404	100.00
農 業	432	1.49	326	1.17	380	1.39
林 業	5	0.02	12	0.04	14	0.05
漁 業	0	0.00	0	0.00	0	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	5	0.02	3	0.01	10	0.04
建設業	1,892	6.50	1,452	5.21	1,433	5.23
製造業	11,261	38.70	10,476	37.60	10,220	37.29
電気・ガス・熱供給・水道業	37	0.13	61	0.22	50	0.18
情報通信業	257	0.88	204	0.73	187	0.68
運輸業、郵便業	1,902	6.54	2,131	7.65	1,894	6.91
卸売業、小売業	3,711	12.76	3,545	12.72	3,482	12.71
宿泊業、飲食サービス業	1,003	3.45	1,152	4.14	1,142	4.17
金融業、保険業	377	1.30	358	1.29	320	1.17
不動産業、物品賃貸業	157	0.54	283	1.02	272	0.99
教育、学習支援業	801	2.75	852	3.06	846	3.09
医療、福祉	1,928	6.63	2,219	7.96	2,579	9.41
学術研究、 専門・技術サービス業			515	1.85	510	1.86
生活関連サービス業・ 娯楽業			919	3.30	849	3.10
複合サービス業	180	0.62	119	0.43	157	0.57
サービス業（他に 分類されないもの）	3,979	13.68	1,281	4.60	1,480	5.40
公務（他に分類される ものを除く）	634	2.18	572	2.05	520	1.90
分類不能の産業	527	1.81	1,379	4.95	1,059	3.86

資料：国勢調査

④夜間人口・昼間人口

平成 27 年(2015 年)の昼間の人口(夜間人口－流出人口＋流入人口)は 53,007 人で、夜間人口に対する昼間人口の割合が高くなっています。

(図表 1-4 参照)

【図表 1-4 夜間人口・昼間人口】

(単位：人)

		平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
夜間人口		55,315	54,614	54,289
従業も、通学もしていない		17,333	17,369	17,414
自宅で従業		1,929	1,531	1,697
自宅外の市内で授業・通学		19,505	17,088	16,226
流出人口	県内他市町村で従業・通学	13,286	13,594	13,594
	他県で従業・通学	2,372	2,162	2,162
流入人口	県内他市町村に常駐	12,727	12,153	12,153
	他県に常駐	832	718	718
昼間人口		53,216	51,729	53,007
昼間人口比率		96.21%	94.71%	97.64%

(夜間人口には「不詳」を含む。)

資料：国勢調査

(2) 就職困難者等の状況

支援が必要とされる就職困難者等の現状を把握するために各種データを整理しました。

障がい者	身体障がい者	=	身体障害者手帳所持者
	知的障がい者	=	療育手帳所持者
	精神障がい者	=	精神障害者保健福祉手帳所持者
	難病患者	=	特定医療費（指定難病）受給者証所持者

【図表 2-1 身体障害者手帳の所持者】

(単位：人)

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
総数	1,696	1,741	1,817	1,930	1,983	2,032
うち児童	45	43	44	42	40	44
視力	94	96	97	100	102	103
うち児童	1	2	2	2	2	1
聴覚・平衡	161	163	163	168	175	178
うち児童	10	10	10	10	11	11
音声・言語	26	23	22	23	23	24
うち児童	0	0	0	0	0	0
肢体	939	965	997	1,059	1,062	1,078
うち児童	25	23	25	23	20	19
内部	476	494	538	580	621	649
うち児童	9	8	7	7	7	7

注) 総数には「重複障がい」を含む

資料：障がい福祉課

【図表 2-2 療育手帳の所持者】

(単位：人)

	総 数	最重度(A 1)	重度(A 2)	中度(B 1)	軽度(B 2)
平成 27 年度 (2015 年度)	512	85 (23)	78 (15)	145 (38)	204 (78)
平成 28 年度 (2016 年度)	560	86 (19)	83 (19)	156 (41)	235 (90)
平成 29 年度 (2017 年度)	595	89 (18)	83 (20)	157 (43)	266 (99)
平成 30 年度 (2018 年度)	644	90 (18)	88 (20)	167 (44)	299 (114)
令和元年度 (2019 年度)	675	93 (18)	89 (17)	173 (40)	320 (122)
令和 2 年度 (2020 年度)	704	94 (17)	93 (20)	174 (36)	343 (120)

() は、18 歳未満の所持者 資料：障がい福祉課

【図表 2-3 精神障害者保健福祉手帳の所持者】

(単位：人)

	合 計
平成 27 年度(2015 年度)	344
平成 28 年度(2016 年度)	392
平成 29 年度(2017 年度)	431
平成 30 年度(2018 年度)	486
令和 元年度(2019 年度)	507
令和 2 年度(2020 年度)	554

資料：障がい福祉課

【図表 2-4 特定医療費（指定難病）受給者証の所持者】

(単位：人)

	合 計
平成 27 年度(2015 年度)	359
平成 28 年度(2016 年度)	373
平成 29 年度(2017 年度)	353
平成 30 年度(2018 年度)	358
令和 元年度(2019 年度)	377
令和 2 年度(2020 年度)	430

資料：甲賀健康福祉事務所（甲賀保健所）

特定疾患数 4 (スモン・難治性肝炎うち劇症肝炎・重症急性膵炎・
重症多形滲出性紅斑)

指定難病数 338

【図表 2-5 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者】

(単位：人)

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
平成 27 年度 (2015 年度)	4 0 3	1 0 9
平成 28 年度 (2016 年度)	4 1 8	1 1 2
平成 29 年度 (2017 年度)	4 0 1	1 0 4
平成 30 年度 (2018 年度)	4 4 1	1 1 0
令和 元年度 (2019 年度)	4 1 5	1 0 4
令和 2 年度 (2020 年度)	3 9 7	1 0 8

資料：子ども政策課

【図表 2-6 母子家庭の状況】

	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
総 数	265 世帯	295 世帯	304 世帯
全世帯に占める割合	1.4%	1.4%	1.4%
人員数	754 人	825 人	830 人
6 歳未満の子どものいる世帯	65 世帯	59 世帯	61 世帯
6 歳未満の子どものいる世帯の 子どもの数	205 人	174 人	173 人

資料：国勢調査

【図表 2-7 父子家庭の状況】

	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
総 数	47 世帯	50 世帯	46 世帯
全世帯に占める割合	0.2%	0.3%	0.2%
人員数	126 人	134 人	113 人
6 歳未満の子どものいる世帯	6 世帯	4 世帯	3 世帯
6 歳未満の子どものいる世帯の 子どもの数	19 人	12 人	8 人

資料：国勢調査

【図表 2-8 県内の公立・私立高等学校（全日制・定時制）の
中途退学者および大学・短期大学進学者】

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
4 月生徒数	39,070 人	39,040 人	39,070 人	38,702 人	39,044 人	38,281 人
中途退学者	425 人	335 人	330 人	327 人	290 人	261 人
中途退学率	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%
卒業者	12,468 人	12,577 人	12,787 人	12,590 人	11,995 人	12,170 人
大学進学者	6,830 人	6,958 人	7,193 人	6,933 人	6,922 人	7,188 人
大学進学率	54.8%	55.3%	56.3%	55.1%	57.7%	59.1%
同和地区						
4 月生徒数	523 人	525 人	513 人	484 人	455 人	428 人
中途退学者	17 人	13 人	7 人	13 人	6 人	11 人
中途退学率	3.3%	2.5%	1.4%	2.7%	1.3%	2.6%
卒業者	176 人	155 人	189 人	146 人	147 人	145 人
大学進学者	52 人	45 人	49 人	48 人	46 人	31 人
大学進学率	29.5%	29.0%	25.9%	32.9%	31.3%	21.4%

資料：(公財) 滋賀県人権センター

【図表 2-9 滋賀県の高等学校新規卒業者の職業紹介状況】

	求職者		求人		求人 倍率	就職者	就職率	未 就職者
	人数	前年比	人数	前年比				
平成 27 年 3 月 (2015 年)	2,193	6.7%	2,833	25.2%	1.29	2,176	99.2%	17
平成 28 年 3 月 (2016 年)	2,238	2.1	3,258	15.0	1.46	2,229	99.6	9
平成 29 年 3 月 (2017 年)	2,193	△ 2.0	3,632	11.5	1.66	2,181	99.5	12
平成 30 年 3 月 (2018 年)	2,333	6.4	4,063	11.9	1.74	2,318	99.4	15
平成 31 年 3 月 (2019 年)	2,320	△ 0.6	4,676	15.1	2.02	2,307	99.4	13
令和 2 年 3 月 (2020 年)	2,319	0.0	5,002	7.0	2.16	2,309	99.6	10
令和 3 年 3 月 (2021 年)	2,039	△12.1	3,767	△24.7	1.85	2,032	99.7	7

(卒業年の 6 月末現在の状況)

資料：滋賀労働局

【図表 2-10 外国人人口】(各年度 12 月 31 日)

(単位：人)

	総数	主な国名等
平成 27 年度 (2015 年度)	2,225	ブラジル、ペルー、韓国又は朝鮮、中国、インドネシア
平成 28 年度 (2016 年度)	2,392	ブラジル、ペルー、韓国又は朝鮮、中国、インドネシア
平成 29 年度 (2017 年度)	2,612	ブラジル、ペルー、韓国又は朝鮮、中国、ベトナム
平成 30 年度 (2018 年度)	2,987	ブラジル、ベトナム、ペルー、韓国又は朝鮮、中国
令和 元年度 (2019 年度)	3,347	ブラジル、ベトナム、ペルー、韓国又は朝鮮、中国
令和 2 年度 (2020 年度)	3,317	ブラジル、ベトナム、ペルー、韓国、インドネシア
令和 3 年度 (2021 年度)	3,217	ブラジル、ベトナム、ペルー、韓国、インドネシア

資料：滋賀県 国際課

【図表 2-11 生活保護世帯・人員数】

(単位：‰(パーミル)は 1,000 分の 1 を表す)

	世帯数	人員数	保護率
平成 27 年度 (2015 年度)	203	308	5.61 ‰
平成 28 年度 (2016 年度)	208	317	5.78 ‰
平成 29 年度 (2017 年度)	224	331	6.04 ‰
平成 30 年度 (2018 年度)	216	311	5.67 ‰
令和 元年度 (2019 年度)	222	322	5.85 ‰
令和 2 年度 (2020 年度)	212	299	5.42 ‰

資料：福祉政策課

【図表 2-12 就労支援状況】

(単位：件)

		総数	障がい者	生活保護 受給者	児童 扶養手当 受給者	住居確保 給付金 受給者	その他
平成 27 年度 (2015 年度)	職業相談	1,233	822	180	135	28	68
	就職	46	26	8	9	0	3
平成 28 年度 (2016 年度)	職業相談	1,126	773	140	54	28	131
	就職	47	20	11	5	1	10
平成 29 年度 (2017 年度)	職業相談	1,247	808	174	120	5	140
	就職	62	25	11	13	0	13
平成 30 年度 (2018 年度)	職業相談	2,078	1,275	358	73	6	366
	就職	74	36	11	6	0	21
令和元年度 (2019 年度)	職業相談	2,080	1,187	459	99	3	332
	就職	61	23	11	10	1	16
令和 2 年度 (2020 年度)	職業相談	1,907	1,082	441	55	14	315
	就職	67	28	13	4	0	22

資料：チャンスワークこなん

2. 雇用・就労に関する各種施策等の概況

本市をはじめ、国や県などの雇用・就労支援の施策・事業の主なものは次のとおりです。

◇職業相談・職業紹介 ……

「ハローワーク甲賀」「チャンスワークこなん（ハローワーク甲賀との一体的実施施設）」「湖南市障がい者就労情報センター」などでは、仕事を探している人（求職者）にはその希望と能力に最も適した職業を、人材を求めている事業主には最もふさわしい人材を紹介しています。

また、ハローワーク甲賀では、雇用保険の適用（被保険者資格の取得、喪失など）、失業給付、育児休業給付、教育訓練給付等各種給付金の受給資格の決定・支給、雇用調整助成金等各種助成金の申請の受付などを行っています。

◇就労相談等 ……

本市では、商工観光労政課が、みくも地域人権福祉市民交流センター、いしべ交流センター、夏見会館や、各まちづくりセンター（指定された相談日のみ）で就労相談等を行っています。

関係各課でも就労相談を行っており、福祉政策課では、就労支援員が生活困窮者の状況に応じた能力開発、就労支援を行っています。障がい福祉課では就労相談のほか、養護学校卒業時の進路相談や障がい者就労支援事業所等への入所に関する相談業務を行っています。また、子ども政策課では、ひとり親等の家庭に対して、母子父子自立支援プログラムを策定したり就労相談に応じ情報を提供するなど就労を支援しています。

県においても、労働に関するさまざまな問題についての労働者・事業主からの相談窓口として労働相談所を設置しています。

◇若年者等の就労支援 ……

本市少年センターでは無職少年を対象に就労相談をはじめとした各種相談や職場実習の場の提供等を行っています。

国や県では、おうみ若者未来サポートセンターなどにおいて、若年者に対する職業相談や職業紹介を実施しています。また、県では、若年未就労者やフリーター、離職転職者などを対象に、セミナー開催や職業能力開発の機会の提供などを行っています。

◇障がい者の就労支援 ……

障がい者の雇用を促進するため、本市では、「チャンスワークこなん」で、職業相談から職業紹介までの就労支援を行い、「湖南市障がい者就労情報センター」では、職業相談ならびに企業と障がい者就労支援事業所との橋渡しをすることで、雇用の促進、就業の安定を図っています。

また県では、「障害者働き・暮らし応援センター事業（障害者就業・生活支援センター事業）」への補助をはじめ、「障がい者就職面接会」の開催などを行っています。

企業、社会福祉法人、NPO法人などの多様な主体において、障がい者の能力、適性、地域の障がい者のニーズに対応した訓練を実施しています。

◇**企業・事業主等への啓発** ……

本市および湖南省企業・人権啓発推進協議会においては、就職困難者等に対する就職差別をなくすための啓発、部落差別問題などの人権問題などに関する研修などを実施しています。

ハローワークでは、公正採用選考や障がい者雇用率（法定雇用率）の遵守などを指導しています。

◇**職業能力開発** ……

国や県では、ポリテクカレッジ滋賀（近畿職業能力開発大学校附属滋賀職業能力開発短期大学校）やポリテクセンター滋賀（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部、滋賀職業能力開発促進センター）、テクノカレッジ草津（滋賀県立高等技術専門校草津校舎）などにおいて、求職者や在職者を対象にさまざまな職業能力開発のためのカリキュラムなどを整備しています。

◇**仕事と子育ての両立支援** ……

本市では、保育所への入所（通常保育）をはじめ、土曜保育、一時保育等を実施し、仕事と子育ての両立支援を行っています。

また、ファミリーサポートセンター事業を実施しています。

◇**自立支援教育訓練給付金事業等** ……

本市では、就職を希望するひとり親等の家庭の母または父を対象に、受講した教育訓練講座の費用の一部を「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」として支給、また、看護師等の資格取得のため養成機関で修業する期間について「ひとり親家庭高等技能訓練促進給付金」として支給し、就職に向けた能力開発の取組を支援して自立を促進しています。

◇**技能取得教育訓練事業** ……

本市では、経済的な理由等により自力で訓練の受講が困難と認めた人に、安定した就業に就くことを目的に技能取得教育訓練の受講費用の一部を補助し、個人の自発的な取組を促進しています。

◇**生活困窮者自立支援事業** ……

生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口を設け、個人の状況に合わせたアセスメントにより、生活から就労に至るまでの継続的な自立に向けた支援を実施しています。

3. 雇用・就労に関するアンケート集計の講評

國學院大學経済学部教授 大 西 祥 恵

雇用・就労に関するアンケート（令和3年(2021年)9月実施）

（1）市内企業・事業所向けアンケート結果を受けて

市内企業・事業所の状況として、過去5年間の従業員数について、「正規職員、非正規職員ともに増えた」事業者が約32%、「正規職員、非正規職員ともに減った」事業所が約18%となっている。育児休業制度、介護休業制度についてはそれぞれ約84%、約73%の取得があり、認知されてきているといえる。

また、精神的ケアやカウンセリングなどの窓口を設置している事業所は約78%と高くなってきている。湖南省において就労支援を必要としている人たちにとって、働きやすい環境が整備されてきていると思われる。

障害者雇用促進法の法定雇用率を達成している事業所は、前回調査時には対象事業所の半数以下であったが、今回調査では対象事業所の半数を超えた。引き続き未達成の対象事業所に対して周知や達成に向けての相談を行っていくことが大切である。障害者雇用促進法の平成28年度(2016年度)以降の段階的施行については認知度が約86%と高いことから、障がい者雇用を高める可能性が期待される。

就職困難者に対して採用を積極的に取り組んでいる事業者は、約42%であった。また、実際に就職困難者を採用している事業者は約44%となっている。就職困難者の採用ルートとして多かったのは「ハローワーク」「養護学校、各種教育機関」であった。就職困難者の就労相談窓口のチャンスワークこなんや湖南省障がい者就労情報センターを知っている割合がそれぞれ約34%、約65%となっており、周知は進んできているものの、さらに進めていく必要があるだろう。就職困難者の雇用・就労を促進するための取組については、「行政、ハローワーク等との連携」「関係団体、関係機関との連携」をあげた事業所が多かった。具体的にどのような形での連携を行っていくことが、さらなる就職困難者の雇用・就労促進につながるのか、事業所に対するきめ細やかな働きかけを行っていくことが重要であると思われる。

（2）一般市民向けアンケート結果を受けて

新型コロナウイルス感染症の影響については、「影響はない」との回答が約50%であったが、「多少は影響がある」「大いに影響がある」との回答も約41%にのぼっている。具体的な影響については「収入が減った」「勤務時間が減った」と答えた人が多かった。今後、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえたうえでの就労支援が必要になってくるものと思われる。

就労についての考えは「働きたいと思っている」人が約50%、「働かざるを得ないと思っている」人が約31%となっていた。就労に際して困ったこと・困っていることについては「就職先での人間関係や人とのコミュニケーション」「身体的問題があった（ある）」「家事との両立が無理であった（ある）」との回答が多かった。これらの要因を念頭においたうえでの就労支援が求められるだろう。

就労についての支援機関であるハローワークは約91%が知っており、認知度は高い。しかし、滋賀企業説明会、就活セミナー、合同就職説明会等の就職フェアにつ

いては知っている人は約 53%、湖南省内で実施している就労相談について知っている人は約 47%、チャンスワークこなんについて知っている人は約 20%、湖南省障がい者就労情報センターについて知っている人は約 21%にとどまっており、さらなる認知度の向上に向けての取組が求められる。

必要だと思われる就労支援については、「自立した生活のための支援」「就労に関する情報を入手しやすくする」「保育園等、子どもを預かる場所の確保」「就職困難者の実態の把握」「雇用機会の増加」「中間的就労の確保」「居住の場の支援」など幅広い要望があげられている。生活支援を含めた就労支援が必要であると思われる。就労対策として取り組むべきだと思うことについては、「就職困難者の支援」「非正規労働者（パート・アルバイト・派遣・日雇い・臨時など）の正規雇用支援」、「女性の雇用支援」、「高齢者の雇用支援」などの項目が多くあがっていた。総じて就職困難者に対する支援を求める声が多いことがうかがえ、今回の湖南省就労支援計画に対する期待の高さが明らかとなったといえるだろう。

（3）市内の外国人向けアンケート結果を受けて

外国人を対象としたアンケートでは、現在仕事に就いている人が約 7 割にのぼっている。仕事の雇用契約の種類については、「正規の雇用の社員」の人が少なく、「派遣社員・契約社員」「パート・アルバイト」の人が圧倒的に多いことが明らかとなった。したがって、こうした不安定な立場で働いている人が多数いることを念頭においたうえで、賃金も含めた待遇の改善、労働環境の改善をめざすなどの就労支援が重要になってくるとと思われる。

仕事で困っていることでは、「困っていない」と回答した人が約半数いるものの、「やりたい仕事に、特別な資格が必要である（必要だった）」「どうすれば、やりたい仕事の情報を教えてもらえるかわからない（わからなかった）」「子どもを預けるところがない」「どこに行けば、やりたい仕事の相談ができるかわからない（わからなかった）」などと回答した人が一定数いた。仕事ができるようになるためには、何が必要かについては、「仕事ができない人の、実態を調べる」「保育園や幼稚園など、子どもを預ける場所を確保する」「仕事を探す相談をしてくれる場所を、みんなに知らせる」「仕事に関する情報を手に入れやすくする」と答えた人が多かった。今後、仕事についての情報を得る方法、相談の仕方、育児との両立などのニーズを踏まえたうえでの就労支援が必要になってくるものと思われる。

就労についての支援機関であるハローワークは約 85%が知っており、認知度は比較的高いものの、滋賀企業説明会、就活セミナー、合同就職説明会等の就職フェアについては知っている人は約 33%、湖南省内で実施している就労相談について知っている人は約 28%、チャンスワークこなんについて知っている人は約 15%、湖南省障がい者就労情報センターについて知っている人は約 13%にとどまっており、認知度は低い。外国人住民に必要な情報が十分に届いていない可能性もあるため、相談に来るのを待つだけでなく、アウトリーチのサービスを展開していくことも必要であると思われる。また湖南省国際協会などの関係団体との緊密な連携も効果が期待できるだろう。

第3章 就労支援の基本方針

1. 就労支援の基本理念

就職困難者等の就労を支援するため、次のような基本理念を設定しました。

市民の一人ひとりが、自らの意思に基づき、生きがいや生活に必要な糧を得ることのできる「雇用・就労」という基本的な権利を尊重し、希望を持っていきいきと暮らせる地域社会の実現に向け、行政と市民が協働し、「夢と笑顔あふれるまちづくり」を基本理念とします。

2. 就労支援の推進体制

就職困難者等の就労が実現できるよう、次のような方針に基づき、就労支援を展開していきます。

《基本的な展開方針》

(1) 就労相談・支援体制の確立

就職困難者等の就労に関する専門的な相談体制と関係機関との更なる横断的連携を充実していきます。

(2) 取組の促進

就職困難者等の就労阻害要因の解消などを図るため、既存の制度・取組を活用するほか、生活困窮者自立支援制度^{*}などの制度を積極的に活用していき、ニーズに応じた取組を進めていきます。

また、企業の求める人材の育成にも努めていきます。

^{*} 働きたくても働けない人、住むところがない等、生活にお困りの方（生活困窮者）についての相談窓口を設置し、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う制度

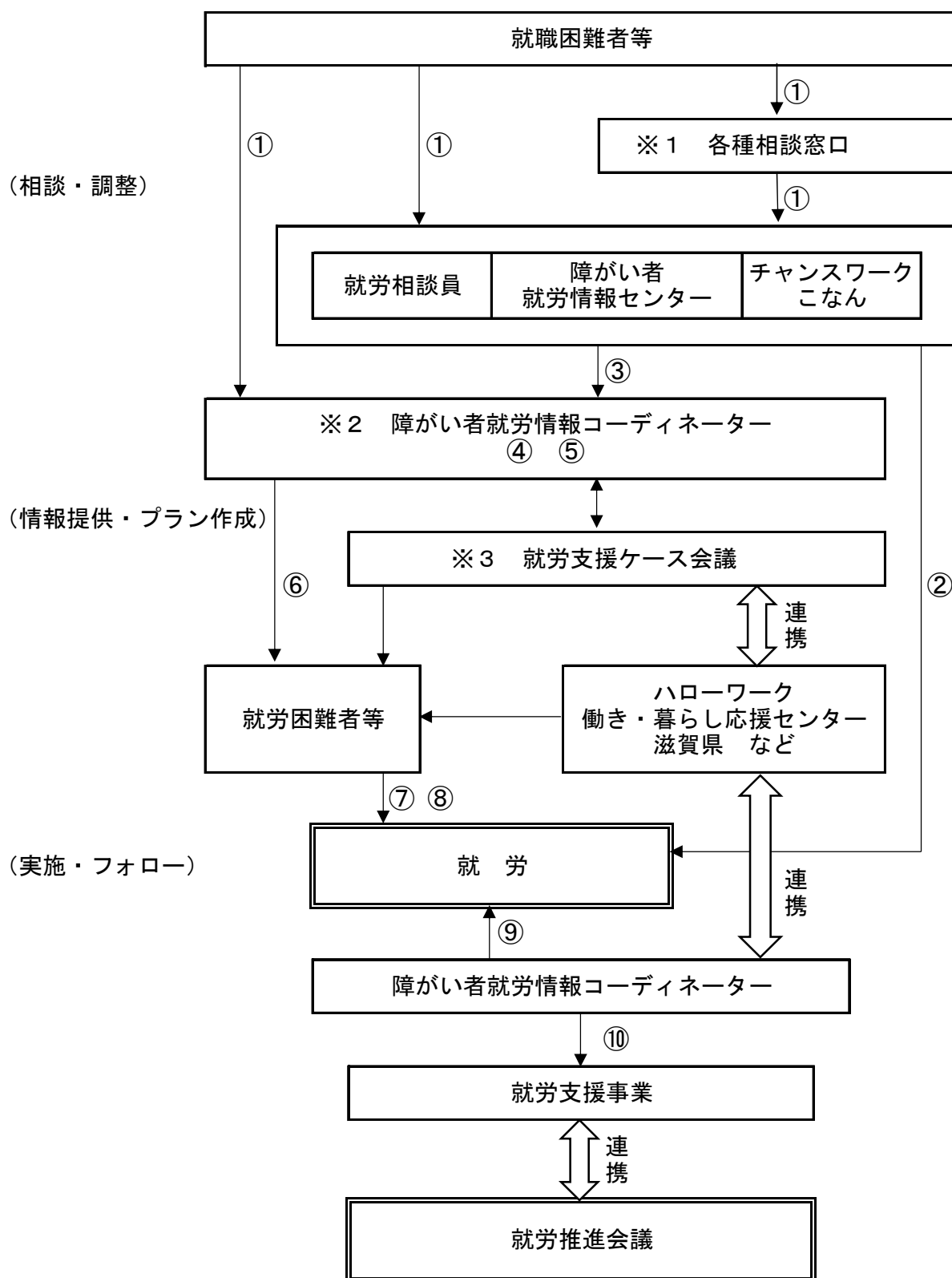
(3) 企業・事業所との連携の強化

湖南市障がい者就労情報センターを窓口にも、企業・事業所からの求人や障がい者就労支援事業所への作業受注、職場実習などの情報収集と調整を図るとともに、就労促進の補助・助成制度などの情報提供と活用促進を図るため、企業・事業所との日常的な連携、情報交換、交流の機会づくりに努めます。

また、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による企業訪問や企業・事業所人権啓発推進協議会との連携により、就職困難者等の就労の実現をめざして、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決および企業の社会的責任において就職困難者の積極的な雇用について、企業における啓発活動をより一層進めていきます。

就職困難者等の就労の実現（選択）に向けての本市における推進体制のイメージは次のとおりです。

【 就労支援事業の推進体制の流れ 】



- ① 就労に関する相談
- ② 職業紹介
- ③ 就労支援事業対応ケースの報告
- ④ 面談、カウンセリング等
- ⑤ サポートプランの作成
- ⑥ サポートプランの提示
- ⑦ サポートプランの実行
- ⑧ 既存の就労相談等の活用
- ⑨ 就労後のサポート
- ⑩ 課題等のフィードバック

<概要>

- ※1 各種相談窓口では、就労の相談、就労に関する各種情報の収集・管理と提供、および就労相談カード(P23)、就労支援サポートプラン(P25)の作成等を行います。
- ※2 障がい者就労情報コーディネーターは、各担当課・関係機関と連携をとりながら、就職困難者等へのサポート状況の把握と支援に努めます。
- ※3 就職困難者等の就労阻害要因の解消が図れるよう、関係各課や関係機関・団体などとの情報交換や調整を図り、就労支援サポートプランの検討を行う。また、「就労支援ケース会議」を必要に応じて開催します。
- ※4 就職困難者等の就職の機会均等、雇用の促進および職業の安定を図ることを目的とした就労支援のため、関係団体、就労担当者および関係者等との連絡調整および情報提供の場として「就労推進会議」を開催します。

※1 各種相談窓口

(1) 市役所内の窓口

福祉政策課、障がい福祉課、子ども政策課、商工観光労政課、少年センター、障がい者就労情報センター、チャンスワークこなん

(2) 市役所（出先機関）の窓口

- ・みくも地域人権福祉市民交流センター、いしべ交流センター、夏見会館
- ・各まちづくりセンターなどの窓口（ただし、指定された相談日時のみ）

(3) 市役所以外の窓口

甲賀職業安定所（ハローワーク甲賀）、甲賀地域ネット相談サポートセンター、甲賀地域働き・暮らし応援センター（障がい者雇用・生活支援センター甲賀）、支援センターこのゆびとまれ、生活支援センターろーぶ、地域生活支援センターしろやま

※2 障がい者就労情報コーディネーター

就労相談事業担当者が、カウンセリングに対するスキルの向上を行い、次の3つの役割を担います。

- (1) 就職困難者に対し、効果的で計画的な支援が促進されるようマネジメントをします。
- (2) 各種相談窓口での相談内容により、的確な指導や助言を行うことや、複眼的視点やセカンドオピニオンとしてのアドバイスを行います。
- (3) 就労支援ケース会議や就労推進会議の事務局を担う商工観光労政課に対し必要な助言をし、その実効が促進されるよう努めます。

※3 就労支援ケース会議

相談を受けている側（各種相談窓口および就労相談員、障がい者就労情報センター等）が、就労支援サポートプランを作成し、想定される課題を整理し検討を行います。

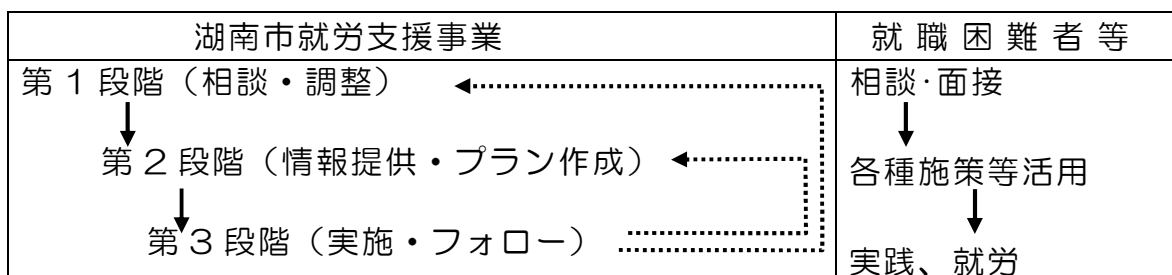
構成員は、商工観光労政課、相談を受けている担当とハローワークを中心に構成し、状況に応じて関係機関に参画を求め、的確な支援を検討します。

《就労支援の事業推進の流れ》

就職困難者等一人ひとりの就労阻害要因の解消などを図るため、次のように段階的に展開していきます。

ただし、ケースによっては、前の段階に戻って取り組み直すこともあります。

《段階ごとの就労支援のイメージ》



【第1段階（相談・調整）】

各関係課では、就職困難者等の就労に関する相談を受け、一人ひとりの就労阻害要因の把握に努めます。

- ①相談受付 …… 各相談窓口において、就労に関する相談を受け、就労相談カード(P23)を作成します。
- ②応 対 …… 各相談窓口では、就労支援の専門的な相談の場合、就労相談員等と連携して個別に対応します。また、福祉的就労などとして対応することもあります。
- ③就労情報集約 …… 各相談窓口での就労に関する相談内容(福祉的就労としての対応を含む)や関連情報を各関係機関が集約します。
- ④個別面談 …… 就労阻害要因を把握するため、必要に応じて、各担当課の相談員等が就職困難者等に個別に面談をします。
- ⑤阻害要因分析 …… 相談での情報をもとに、相談者の就労阻害要因や就労につながるような分野を整理します。

【第2段階（情報提供・プラン作成）】

各相談窓口の担当者等は、就職困難者等の就労阻害要因を解消するため、一人ひとりに応じた就労支援サポートプラン(P25)を策定します。

- ①情報収集 …… 就労阻害要因の解消に向けた、さまざまな制度や施策、サービスなどの情報を収集します。
- ②紹介・提供 …… 就職困難者等の課題に応じて、各種施策やサービスの活用などの助言・提供を行うと共に、関係課に同行紹介します。
- ③関連情報収集 …… 国や県並びにハローワーク等の関係機関の就労・訓練情報などを収集します。
- ④プラン作成 …… 就職困難者等一人ひとりに適した就労支援サポートプランを作成し、就労支援ケース会議などで検討・調整の上、確定します。
- ⑤プラン提示 …… 就職困難者等に対して、就労支援サポートプランを提示し、プランに基づく事業の実施について指導・助言します。

【第3段階（実施・フォロー）】

就労相談を受ける関係機関は、就職困難者等に就労支援サポートプランを提供し、プランに基づいた個別メニューの実践を支援します。また、就労相談員等はプランの策定に必要なメニューづくりや就労後の状況ならびにプランの有効性などを確認します。

- ①プラン実行 …… 就労相談員等は就職困難者等に、就労支援サポートプランに基づく個別メニューを説明し、実施・実行を検討します。
- ②個別調整 …… 個別メニューの実施に向けて、企業や訓練機関などとの日程調整や内容精査を行います。
- ③メニュー実践 … 就職困難者等は、就労支援サポートプランに基づく個別メニューに取り組みます。実践期間中は、適宜、関係機関などと連絡・調整を行います。また、個別メニューの見直しが必要な場合は前の段階に戻ることもあります。
- ④就労個別指導 … 就労に向けた個別指導（模擬面接、ハローワークへの誘導など）を行います。
- ⑤フォロー …… 就職困難者等の就労後の定着・職場環境を定期的に確認します。
- ⑥検 証 …… 個別ケースや事業全般に関する評価や効果の確認を行い、適宜、就労支援事業の改善を図っていきます。

* 就労相談員等（商工観光労政課他）は、各担当課・関係機関と連携をとりながら、就職困難者等へのサポート状況の把握と支援に努めます。

【様式例】

受付番号 〇〇-〇〇

就 労 相 談 カ ー ド

担当者名：

フリガナ氏名	マルマル カクカク 〇〇 □□		男	受付日	〇〇〇年〇月〇〇日	
			女	生年月日	〇〇年〇月〇〇日 (〇〇歳)	
現住所	〒 湖南省□□町△△-◇		家族構成		相談者、子ども2人(3歳8ヶ月、4ヶ月)	
			家族構成数		3人	
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		うち扶養家族		2人	
相談内容	本人の意向	安定した就労を希望し、ハローワークに求職登録[区分]を行っているが、育児条件もあり、就職が決定しない。			雇用	○
					就労	
<p>ハローワークに求職登録を行っているが、子どもの保育用件もあり、自宅付近での就職を希望。何度も面接に行くが就職先が決定しない。</p> <p>(相談時に判明した事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親等の家庭の保護者 (〇〇年〇月離婚) ・生活保護受給 (月額9万円) ・児童扶養手当 (〇月に一度支給 17万円程度) ・家賃2か月滞納中 ・子どもの面倒をみてもらえる親族はいない ・パソコンは使える ・甲状腺の持病あり 						
現 状	相談者の区分 (番号 ②)	①障がい者 ②ひとり親等の家庭の保護者 ③中高年齢者 ④若年者 ⑤その他 ()				
	〇月〇〇日		相談のため来所 (生活保護ケースワーカーの紹介)			ポイント 本人の気持ちを落ち着かせるよう努めること
		・安定した就労を希望 ⇒ハローワークに連絡し、市内のひとり親家庭の保護者が就労可能な求人事業所の求人票を入手し、相談者に交付				
〇月〇〇日		相談者より電話連絡			ポイント 事業所へ伝える内容については必ず本人の了承を得ること	
		・希望する求人事業所の報告				
〇月〇〇日		求人事業所に連絡				
		⇒求人事業所の採用担当者に連絡し本人の事情を伝える。				
〇月〇〇日		相談者より連絡				
		・面接に行ったが不採用				
〇月〇〇日		相談のため来所			ポイント ① 相談経過の詳細は、別紙に経過としておくこと ② この欄に就労阻害要因、所見を掲載しても良い	
		⇒〇〇市が実施する能力開発講座の受講を勧める。				
〇月〇〇日		ケース会議				
		・能力開発講座への受講の支援メニューを決定				
(現在に至る)						

学 歴	〇〇中学 △△△△年卒 年生在			資格免許 有						
	〇〇高校 △△△△年卒 年生在 中退			普通運転免許						
	〇〇大学 △△△△年卒 年生在 中退									
	〇〇専門学校 △△△△年卒 年生在 中退									
職 歴 (アルバイト)	会社名	期間	給料	仕事の内容	選択の理由	転退職の理由				
	〇〇〇〇(株)		11万	ウエイトレス	適職とって	自己都合				
	〇〇製菓		12万	袋詰め作業	希望職種	雇い止め				
	喫茶〇〇		10万	ウエイトレス	希望職種	会社都合				
通算期間		2年10月								
雇用保険加入の有無 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		雇用保険受給期間 年 月 ~ 年 月		求職者 番号	〇□◇〇◇□〇					
希望する就労の内容	①職種	ウエイトレス(飲食店)								
	②勤務形態	常勤での雇用(日・祝日休み)、交代勤務不可								
	③収入源	月給 16万円程度、別途賞与希望								
	④勤務時間	AM9:00~PM4:00(6時間程度)								
	⑤勤務日数	平日(月~金)								
<p>相談者への確認事項</p> <p>本相談カードに記載している内容については、プライバシー保護のため十分に留意しながら支援を推進するが、雇用・就労支援メニューが不十分な場合は、他の就労支援機関等へ本カードの写しを提供することに対する同意の確認</p>						相談者 確認欄				
<input type="radio"/> 就労支援ケース連絡協議会										
名称 <input type="radio"/> 他の就労支援機関(機関名)										
名称 <input type="radio"/> 他の相談機関 (機関名)										
会議 <input type="radio"/> その他 (機関名称 〇〇市ケース会議)						<input checked="" type="radio"/> 印				
相談者 所見	<p>相談者の希望職種(サービス業)と本人が勤務可能な時間帯に差異があるが、相談者の就労意欲は強く、一定のスキルを向上することができれば、就労は可能と考える。このため、〇〇が実施する能力開発講座受講後も就職が決定しない場合は、他の就労支援機関との連携も必要と考える。また、保育所に入所できれば勤務時間の延長は可能で、本人が希望する月給の確保も可能であると考えられる。</p> <p>今後も、本人が就労意欲を失することのないよう密接に連絡し、円滑な就労に向けた支援が必要である。</p>									
対応状況	新規相談	相談継続	求人情報提供	講習講座	就業体験	その他()	雇用・就労			
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			正規	短期	基金	その他()

【様式例】 就労支援サポートプラン

I D	I Dー	作成者	作成	年	月	日
利用者年齢		性別記載				
困っている事柄						
支援目標						
配慮すべき事柄						

実施済み・対応中の支援メニュー			
	施策	機関	内容
年 月～			
年 月～			

緊急対応すべきメニュー		
	項目	内容
年 月～		

支援検討中メニュー		
	施策・項目	内容
年 月～		
年 月～		

ケース会議における専門家等の所見		
年	月	日
年	月	日

その他特記事項

*場合に応じて、就労支援サポートプランの様式が変わることもあります。

〔就労支援サポートプランの内容・項目説明〕

☆まず、就労相談の情報から「抽出」「転記」する際に、できるだけ簡単・明瞭に手間ひまをかけないようにします。

☆「書き換え」「追加」「新目標設定」ができるように相談者（利用者）が階段を一段ずつステップアップできるように、本人が納得し、合意できるものから記載します（目標をいきなり最初から振りかざさないこと）。

☆「目標」と「主訴」とは合致しない場合がありますが、合致する（させる）ことで潜在的な力や自己効力感が生まれ、また、そうした過程を踏むことで、相談を受ける側が視点を持つことができます。

以下、様式に必要と思われる項目を列記します。

1. 相談者番号または仮名（個人氏名を書く必要はありません）
2. 作成者（相談を受けた担当者名）
3. 作成年月日（日付の新たなもの）
4. 利用者（相談者）の意向（主訴）あるいは「困っていること」
5. 支援目標
6. 配慮事項
7. 資格・就労につながる得意分野（資格や就労に向けて強みと思われる能力）
8. 対応した・対応中の支援メニュー（機関や期間が記入可能なら）
9. 対応が緊急に必要と考えられる支援メニュー
10. 検討している支援メニュー（未実施）
11. ケース会議における専門家・専門機関の助言と提案
（複数回実施と思われるので、年月日記載可能に）

3. 就労支援機能・役割

(1) 就労相談員

○役 割：就職困難者等への個別対応、就労への誘導などを担います。

○内 容：

- ①求職者や再就職を希望する人への就労相談および支援
- ②不安定就労者に対し安定就労に向けて指導および支援
- ③就労を必要とする未就労者に対し就労に向けての指導および支援
- ④市の施設への巡回相談と訪宅による相談および指導
- ⑤研修会、学習会への参加および関係する会議への出席
- ⑥ハローワーク（チャンスワークこなん）および関連機関より情報収集

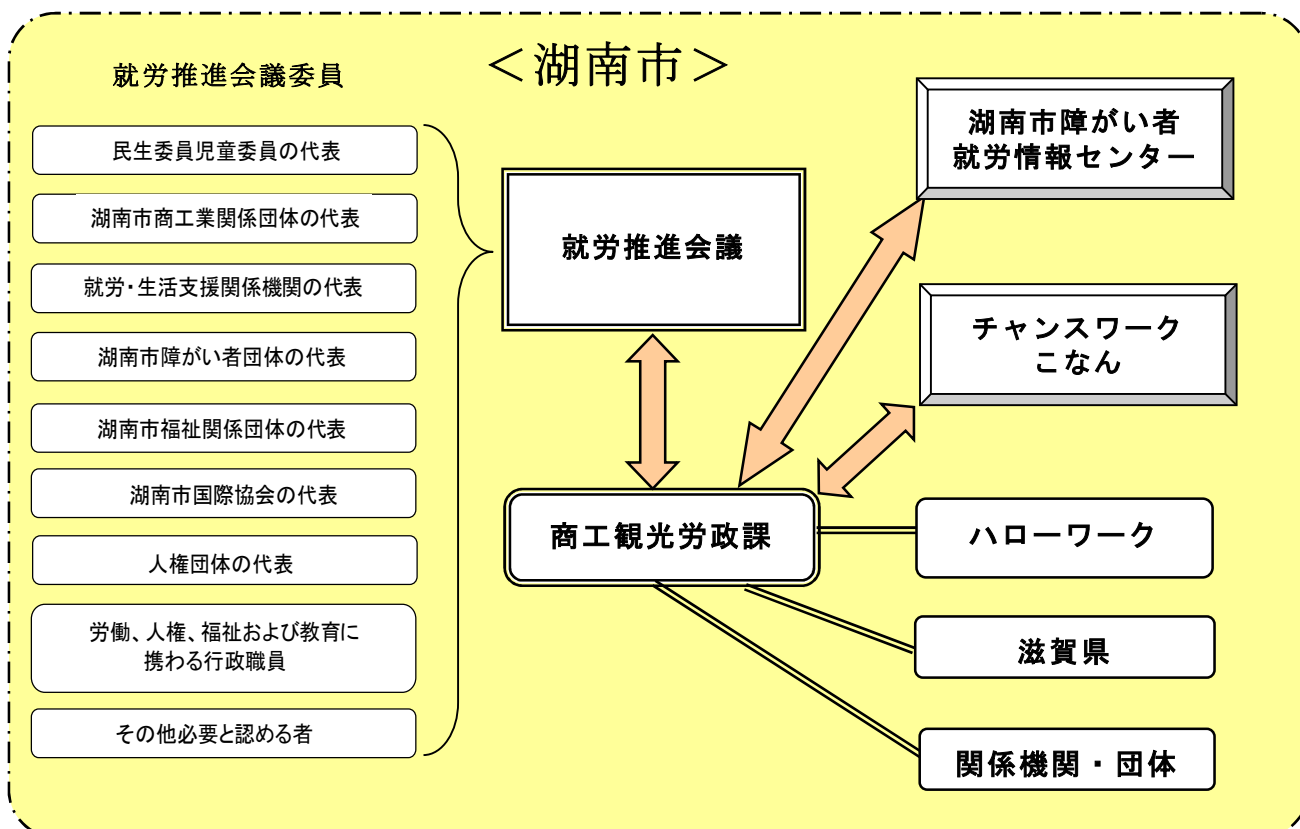
(2) 就労推進会議

○役 割：就職困難者等に対し、就職の機会均等、雇用の促進および職業の安定を図り、就労を支援します。

○構成員：庁内および関係機関の就労に関わる責任者など。

○内 容：

- ①就職困難者等の就労支援
- ②中学校、高校または大学を卒業している就職困難者等の進路保障
- ③湖南省就労支援計画の策定
- ④関係団体、就労担当者および関係者等の連絡調整および情報提供



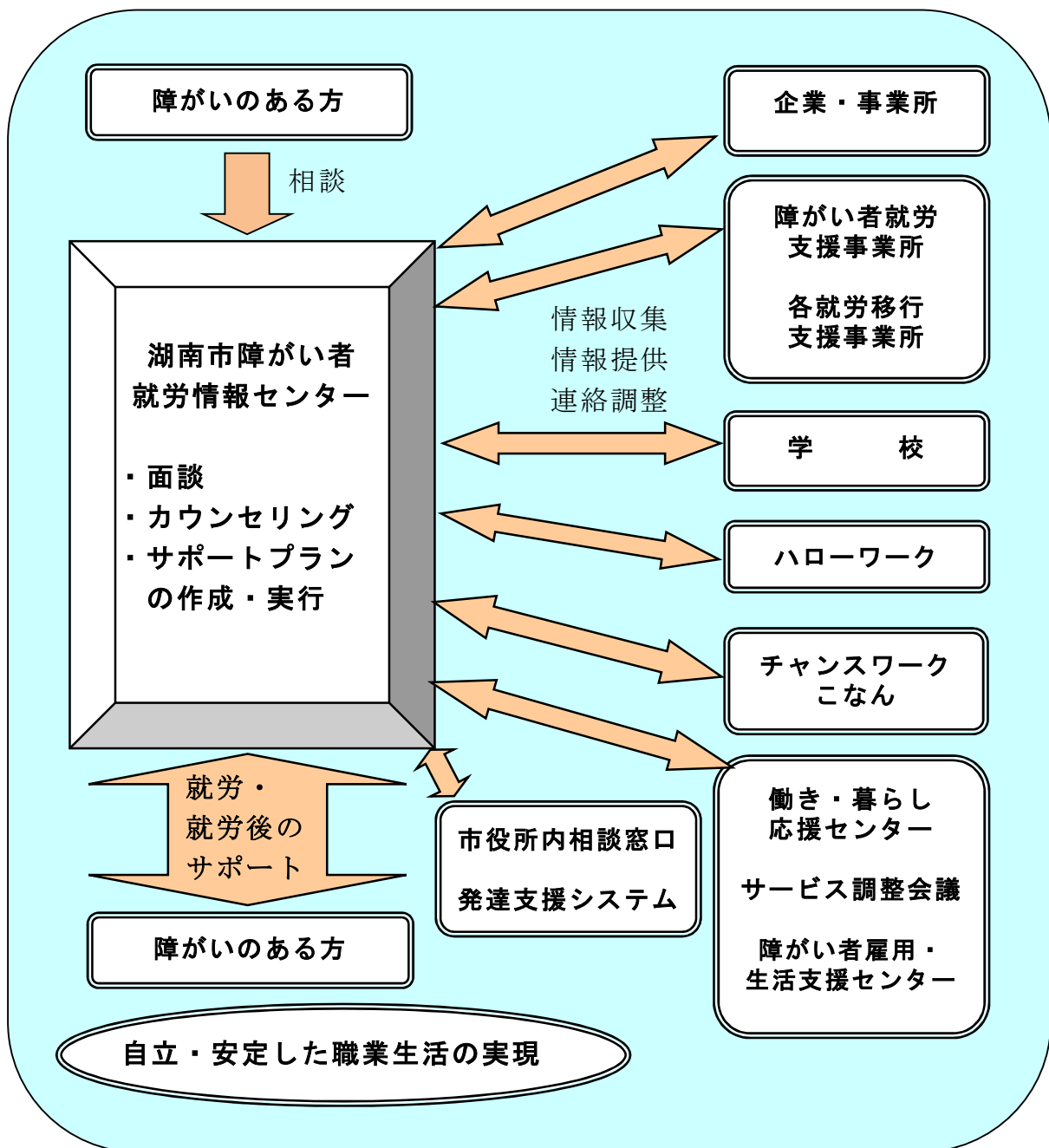
(3) 障がい者就労情報センター

○役 割：市内の障がいのある人が近くで安心して働けるよう、就労に関する情報を一元的に集約し、リアルタイムで情報を提供します。

○機 能：

- ①仕事の開拓のため、企業や障がい者就労支援事業所からの情報収集と橋渡し
- ②企業、障がい者就労支援事業所、学校へ情報提供
- ③障がい者就労支援事業所や関係機関との連絡調整

《障がい者就労情報センターのイメージ》



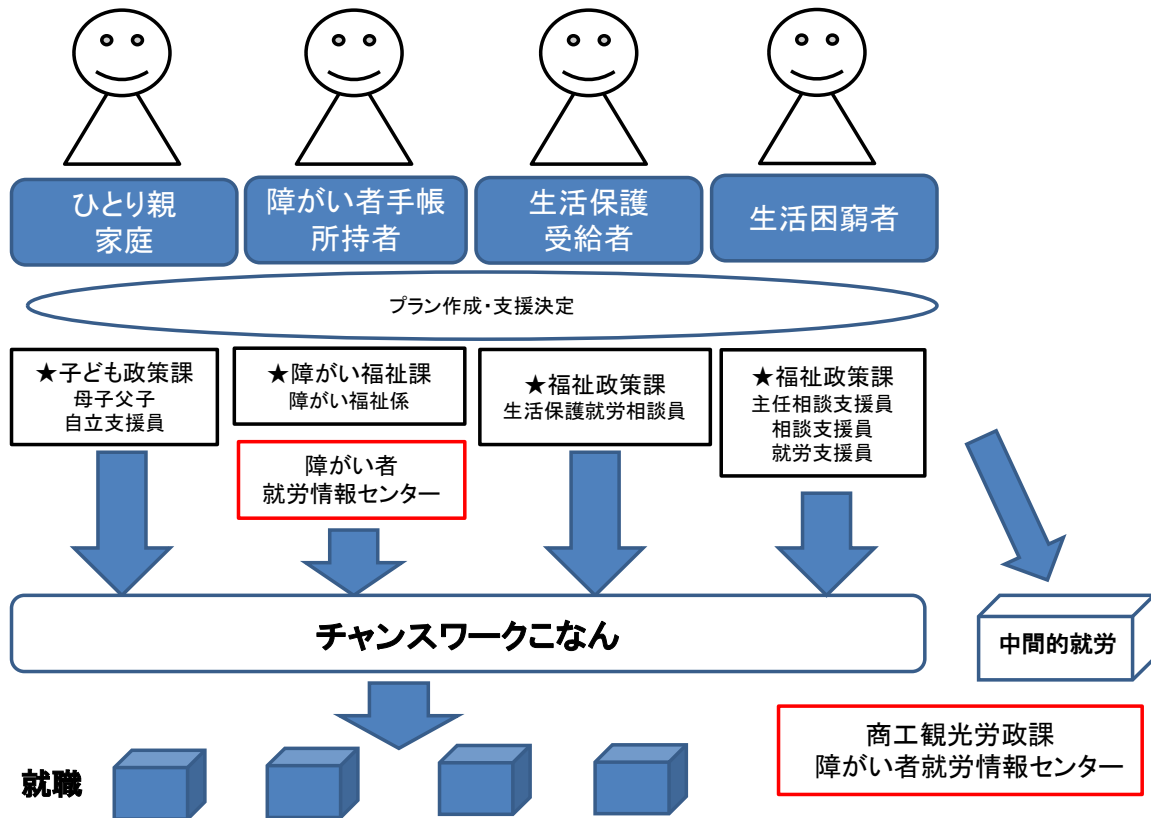
(4) チャンスワークこなん (ハローワーク甲賀との一体的実施施設)

○役 割：市内の障がいのある人、児童扶養手当を受給されているひとり親等家庭の保護者、住居確保給付や生活保護を受けている人を対象に就労支援を行います。

○機 能：

- ①ハローワークの職員が2名常駐しており、職業相談から職業紹介までの就労支援にスピーディーに対応することができます。
- ②チャンスワークこなんには2台の求人情報提供端末を設置し、来所時に最新の情報を検索することができます。
- ③就労相談は予約制で、マンツーマンで対応し、しっかりと就労をサポートすることができます。
- ④企業や事業所向けに、障がい者の雇用制度や福祉施策などについて説明し、雇用の促進をサポートすることができます。
- ⑤市役所内の福祉関連課、障がい者就労情報センターおよび働き・暮らし応援センターなどのさまざまな関係機関と連携することにより、幅広い就労をサポートすることができます。

《チャンスワークこなんのイメージ》



4. 就労支援施策メニュー

本市では、就労支援に関わる各種施策・事業などの促進に努めます。

(1) 「就労」について本格的に取り組むためのメニュー

「就職困難者等」が、育児や介護の問題などに心配することなく、「就労」を実現するために利用できる福祉施策を積極的にすすめます。

○自立生活のための相談や支援の総合的な展開

○総合的、継続的なケアマネジメントの実施

○きめ細かな保育サービスの実現

○生活援助・支援サービスの向上

[具体例] ・母子父子自立支援プログラム策定事業

・母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

・生活保護受給者等就労支援事業

・自立支援教育訓練給付金事業

・高等職業訓練促進給付等事業

・日常生活サポート事業（事前登録制、有料）

・日中一時支援事業※ ・奨学資金給付制度

・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・学童保育事業 など

※ 障がい者児の介護を行う方の一時的休息や就労支援などのために、日中において一時的な障がい者児の活動の場を確保する事業

○居住の場の確保

[具体例] ・総合支援資金貸付制度（生活支援費の貸付）

・生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） など

○企業・事業所などに対する CSR 等、法律・制度の周知徹底や事業主に対する啓発指導

[具体例] ・湖南省企業事業所・同和・人権啓発基本方針

・障害者総合支援法や労働施策総合推進法

・ワークライフ・バランス（両立支援）への取り組み推進

[成 果]

- ▷ ・市役所内に設立している「チャンスワークこなん」（ハローワーク甲賀との一体的実施施設）で、就労相談から職業紹介までをワンストップで対応し、求人情報提供端末により最新の情報が検索可能になりました。
- ・就労相談員による相談事業を市内各地域で定期的を実施することで相談事業の定着が図れてきました。
- ・湖南省障がい者就労情報センターを窓口に、企業と障がい者就労支援事業所の橋渡しがスムーズに行えるようになりました。

〔今後の取組〕

- ▷ ・就職困難者等の就労後も継続した支援ができるよう体制を整えます。
- ・相談窓口において、就労相談カードを作成し、一人ひとりに合った就労支援サポートプランに基づき統一した継続支援ができるよう整えます。
(ただし本人の承諾が必要)

(2)「就労」を実現するためのメニュー

本人の職業意識の高揚を図り、技術・技能の習得支援や職業体験等を積極的に取り組む施策・事業を行います。

○職業能力開発の活用促進

- 〔具体例〕
- ・求職者支援訓練（国施策）
 - ・トライアル雇用（国施策）
 - ・市技能取得教育訓練事業（市施策）
 - ・各種パソコン訓練、各種能力開発講座、各種検定取得講座
 - ・トライワーク制度
 - ・就労相談事業 など

○職業体験などの機会充実

- 〔具体例〕
- ・市道管理業務（草刈、簡易舗装、清掃など）
 - ・パソコン入力業務
 - ・各種封入封かん業務
 - ・介護支援補助業務 など

○雇用・就労機会の拡大

- 〔具体例〕
- ・甲賀市・湖南市障がい者合同就職面接会
 - ・障がい者向け就職ガイダンス
 - ・就労相談窓口の周知

〔成 果〕

- ▷ ・職業能力開発のための職業訓練制度および関係施設や関係団体などによる就労のための各種資格取得講座の実施により就労の場の拡大に努めました。
- ・障がい者就労情報センターの障がい者就労情報コーディネーターおよびチャンスワークこなんの就職支援ナビゲーターによる職場実習の場および一般就労の場の開拓を進めました。

〔今後の取組〕

- ▷ ・関係機関と連携し就職困難者等の就職面接会などの開催を行います。
- ・ハローワークや県などと連携し、職業訓練に関する情報提供を積極的に進めます。
- ・企業・事業所への求人情報開拓事業を進めるとともに、就職困難者等の雇用促進などの働きかけを行います。

(3) 「就労」を地域がいっしょになって支えるためのメニュー

「就労」するには市民が元気で企業・事業所や地域が活性化していくことが必要です。そのための施策・事業を積極的に行っていきます。

- 企業などへの補助金や助成金などの情報提供
[具体例] ・特定求職者雇用開発助成金
 ・両立支援等助成金
 ・雇用調整助成金 など
- 市民や企業・事業所への人権啓発
[具体例] ・市主催企業向け研修会（新人、窓口担当者、経営者）
 ・各種団体主催の研修会
- 企業・事業所などで構成される各種団体のネットワークの設置
- 関係者の資質向上のための事業
[具体例] ・スキルアップ講座
 ・県・市主催の研修会
- 企業・事業所に対して、市独自施策による、雇用奨励金交付制度について検討します。

[成 果]

- ▷ ・甲賀広域職業対策連絡協議会と企業・事業所との交流会や、湖南市企業・事業所人権啓発推進協議会による人権研修会を開催しました。
- ・湖南市就労推進会議や湖南市障がい者就労情報センター運営協議会を設置し、企業・事業所および各種団体や関係機関との情報交換や検討協議の場を設けました。

[今後の取組]

- ▷ ・企業・事業所に対して補助金や助成金等の制度の情報提供を行い、就職困難者等に対する就労への理解を深めていきます。
- ・就職困難者等の雇用・就労の機会増大の環境づくりを実現するため研修会の開催や人権啓発を積極的に取り組みます。

(4)「就労」の機会や場を確保、創出するためのメニュー

一般企業に就労するだけでなく、身近な地域などにおいて就労の機会と場を確保・創出するための事業を行います。

○地域資源の活用促進

○県内に立地する就労関係の専門機関・組織との連携強化と積極的な活用

[具体例] ・滋賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター滋賀）

・しがジョブパーク

・滋賀県就労支援事業者機構

・滋賀県職業能力開発協会

・テクノカレッジ草津

○新しい「働き方」の模索

[具体例] ・シルバー人材センター

・ソーシャルエンタープライズ（社会的事業所）

・障がい者就労支援事業所

・就農事業

○企業との情報交換の場

[成 果]

- ▷ ・市内で開業される企業へ、障がいのある方の企業就労や障がい者就労支援事業所の施設外就労（草刈や清掃業務など）に対する情報提供を行いました。
- ・地域イベントや企業イベント等での障がい者就労支援事業所による出店の場を設けて、市民へのPRを行いました。

[今後の取組]

- ▷ ・60歳以上の現役を退いた人の知識や経験を生かした事業展開のできる場の提供と社会参加の場の提供を進めていきます。
- ・すぐに一般企業で働くことが困難な人（長期離職者・ニート・ひきこもりなど）に就労支援を行い、定着した就労を目指します。
- ・身近な地域で就労の場を確保できるよう、各種施策や事業などを活用し、空き店舗や農地を利用した新規開業・創業・就農などを支援します。

上記のとおり、解決できたものもありますが、前計画の成果を継続しながら、さらなる発展や見直しが必要ということも見えてきました。就職困難者等の就労支援の実現を図るためには、就労阻害要因として挙げているものを解消するとともに、パーソナル・サポート・サービスシステム事業の継続・発展とより充実した就労支援体制を確立していく必要があるととらえています。

第4章 計画の推進に向けて

本市では6年前に策定した「第2次湖南省市就労支援計画」に基づき就労の支援を行ってきました。「第3次湖南省市就労支援計画」をもとに、就職困難者等の就労支援をさらに展開していきます。前計画での課題とそれに対する取組の成果をもとに、今後の取組について下記のとおり検証しました。

1. 今後の体制充実の方向について

「就職困難者等」の就労支援に関する施策・事業は、それらを総合的に包括し、円滑で効果的な実施を進めていく必要があります。そのためには、相談後の支援体制の統一化や関係機関との連携など、雇用・就労を専門的に進めていく組織体制の整備を推進していきます。

また、計画の実効性を高めるため、事業内容を分かりやすく紹介するハンドブックや市民向けのリーフレット、担当者向けマニュアルなどを作成し普及啓発に努めます。

2. 無料職業紹介事業（チャンスワークこなん）の有効的な活用

平成24年(2012年)3月に開設された「チャンスワークこなん」を有効活用することにより、就職困難者等（障がい者、ひとり親等の家庭の保護者、生活保護受給者等）を対象に相談から就労までの一貫した長期支援を行っていきます。

3. 支援内容の検討

「就職困難者等」の実情に合わせた支援内容の充実を検討していきます。市では、発達支援システムが構築され、発達障がいを含めたすべての障がい者（児）に対し、「乳幼児期から成人期までの一貫した支援」がなされています。また、発達障がいと認知（自覚）されていない人やひきこもりも含めた成人期以降の就労支援も推進していきます。

また、すべての就職困難者等に対し活用できる就労支援のシステムを検討していきます。

さらに公的就業や民間就業ではない、シルバー人材センターやソーシャルエンタープライズ（社会的事業所）※、就農事業などによる生活面・健康面・そして働く場の三位一体となった地域社会に根ざした就労の場づくりを、公的制度の活用も視野に入れて、推進していきます。

※ 障がい者と健常者が対等な立場で働く事業所

4. 生活困窮者自立支援制度の有効的な活用

生活困窮者は、就労の定着に課題がある場合も少なくありません。生活相談も含め就労相談から就労準備および就労訓練など複合的に個々の状況に応じた支援がスムーズに行え、定着した就労ができる体制づくりを進めていきます。

5. 事業の定着と普及

就職困難者等が抱えるさまざまな課題や困難を克服し、それぞれが希望する雇用・就労を実現していくためには、この計画と事業内容に対する市民の理解と協力が必要不可欠です。この計画と事業内容の普及に向け、さまざまな機会と場を活用するとともに、滋賀人権啓発企業連絡会や市企業・事業所人権啓発推進協議会、市商工会、市工業会など市民・団体が積極的に協力できる体制や協力内容を提供し、市民参加の機会拡大に努めていきます。

資料編

《 目 次 》

1. アンケート回答結果	38
(1) 市内の企業・事業所向けアンケート	38
(2) 市民向けアンケート	48
(3) 市内の外国人向けアンケート	62
(4) 関係団体向けアンケート	70
2. 雇用・就労に関する各種法律	74
3. 雇用・就労に関する各種計画等	75
(1) 市における各種計画	75
①第二次湖南省総合計画	75
②第四次湖南省地域福祉計画・地域福祉活動計画	78
③第三次湖南省障がい者の支援に関する基本計画	79
④湖南省子ども・子育て支援事業計画	81
⑤湖南省男女共同参画 アクション 2017 計画	83
⑥湖南省人権総合計画	85
⑦湖南省多文化共生推進プラン	88
(2) 国・県における雇用・就労に関連する諸計画	90
①滋賀県職業能力推進プラン	90
②滋賀県障害者プラン 2021	91
4. 就労などに関する相談窓口	94
5. 湖南省就労推進会議委員等名簿	99
・湖南省就労推進会議委員	99
・湖南省就労推進会議就労支援計画策定部会委員	100
6. 第3次 湖南省就労支援計画策定経過	101

1. アンケート回答結果

(1) 市内の企業・事業所向けアンケート

民営の企業・事業所の状況を把握するため、雇用実態にかかる調査を湖南省において 100 社に対して、令和 3 年(2021 年) 9 月に実施したアンケート調査その結果から、本市の企業・事業所の雇用・就労に関する状況を整理しました。

湖南省実施数 100 社 回収数 77 社 回収率 77.0%

●企業・事業所の概要について

企業・事業所の割合では圧倒的に製造業が多く、全企業・事業所 77 か所中約 58% と半数を占めています。次いで多いのは、運輸業・郵便業、医療・福祉の 8 事業所で、それぞれ約 10%です。

(単位：社)

番号	産業分類	事業所数
1	農業・林業・漁業	0
2	鉱業	0
3	製造業	45
4	建設業	7
5	情報通信業	0
6	運輸業・郵便業	8
7	卸売・小売り	2
8	飲食店・宿泊業	0
9	電気・ガス・熱供給・水道業	0
10	不動産業・物品賃貸業	0
11	金融・保険業	1
12	医療・福祉	8
13	教育・学習支援業	0
14	学術研究、学問・芸術サービス業	0
15	生活関連サービス業	1
16	複合サービス業	1
17	サービス業（他に分類されないもの）	3
18	公務（他に分類されないもの）	0
19	分類不能の産業	1
	全体	77

●従業員数について

(単位：人)

産業 分類 番号	従 業 員							
	正 規	非正規	うち 女 性		うち 障がい者		うち 外国籍	
			正 規	非正規	正 規	非正規	正 規	非正規
3	34	14	3	6			2	
3	18	10	6	9			7	5
3	30	8	4	2				
3	40		6		1			
3	18	1	2		1		2	
3	15	15	1	2				
3	26	11	2	8				
3	24	1	1	1	1			
3	22	1	14	1	1		1	
3	25	4	8	2				
3	8	8	4	3		2		
3	30	1	3				1	
3	20	1	2					
3	41	3	7	2				
3	16	2	3	1				
3	368		12		5			
3	225	18	13	5	4			
3	393	88	108	47	4	2	2	19
3	65		5					
3	74	34	10	6	1			32
3	61	32	4	7	1			
3	70	7	8	5				
3	60	4	16	2	1		31	
3	36	15	9	3			2	
3	24	85	4	2				80
3	281	33	27	7	1	4	5	6
3	93	9	11	5	1			
3	171		105		5		98	
3	58	21	3	5				
3	895	30	90	14		8		
3	87		17					
3	426	5	8	2	8		1	2
3	59	27	16	12	1			
3	121	184	42	117	1	1		14
3	80	12	33	1				
3	63	41	7	23				
3	81	1	5		2			
3	51	13	12	11	1	1		
3	380	25	26	4	3	4	4	10
3	69	10	11	2				
3	186	28	14	2	2	2	1	2
3	56	9	9	1		1	9	8
3	101	9	20	9	6		23	5
3	38	12	8	6	1			
3	60	23	8	6				15

産業 分類 番号	従 業 員							
	正 規	非正規	うち 女 性		うち 障がい者		うち 外国籍	
			正 規	非正規	正 規	非正規	正 規	非正規
4	37	3	7	1				
4	10		4					
4	20		4					
4	10	12	2	10				
4	18		2					
4	14		2				3	
4	99	3	19	3	2	1		
6	24	10	5	4				
6	29	10	3	4				1
6	20	3	3	1				
6	40	4	2					
6	44		1					
6	110	9	15	1	3			
6	121	18	6	4	1	2		
6	184	88	36	45	3	2	1	22
7	6	81	1	64		1		
7	80	29	54	18	1		1	
11	15	1	6	1				
12	21	11	19	11		2		
12	20	10	19	10				
12	25	5	12	5				
12	10	22	6	19				
12	33	5	20	4				
12	208	110	133	88		4		22
12	49	23	37	19		1		
12	77	117	52	103		3	1	3
15	9	25	6	10				
16	21	2	9	2				
17	3	11		6				
17	34	6	3	2	3			1
17	47	2	16	1	3			
19	35	8	13	3				

●「障害者雇用促進法」に定める障がい者について

「障害者雇用促進法」における障がい者雇用率が法定雇用率の「2.3%以上」の事業所は約18%、「0%～2.3%未満」の事業所は約30%です。

一方、「障がい者を雇用していない事業所」は約52%と高い数値です。

ただ、「障がい者を雇用していない事業所」は、従業員数50人以下の事業所に多い状況であるため、障がい者雇用をPRすると同時に、障がい者雇用をしやすい施策、支援等も必要であると思われます。

(単位：社)

従業員数	事業所数	障がい者雇用率		障がい者を雇用していない事業所
		0%超～2.3%未満	2.3%以上	
1～50人	39	1	8	30
51～100人	15	5	2	8
101～500人	22	16	4	2
501人～	1	1	0	0
計	77	23	14	40

●従業員占有率について

従業員に占める非正規従業員の割合は、「女性」従業員では約82%の事業所が占有率20%未満、「障がい者」従業員ではすべての事業所が占有率20%未満です。

「外国人」従業員も約94%の事業者が占有率10%未満で、いずれも低い割合です。

「女性」、「外国人」の非正規従業員の占有率が75%近い事業所もありますが、「障がい者」、「外国人」の非正規従業員を雇用していない事業所が、それぞれ80%近くあり、雇用のすそ野はまだまだ広がっていない状況です。

(単位：社)

従業員占有率	従業員							
	正 規	非正規	う ち 女 性		う ち 障 が い 者		う ち 外 国 人	
			正 規	非正規	正 規	非正規	正 規	非正規
0%		10	1	15	48	60	58	60
0%超 10%未満	1	22	28	37	29	16	12	12
10%以上 20%未満		14	26	11		1	2	3
20%以上 30%未満	3	11	7	5			3	1
30%以上 40%未満	3	10	5	4				
40%以上 50%未満	1		4	2			1	
50%以上 60%未満	2	3	3	2			1	
60%以上 70%未満	10	3	3					
70%以上 80%未満	11	3		1				1
80%以上 90%未満	14							
90%以上 100%未満	22	1						
100%	10							
合 計	77	77	77	77	77	77	77	77

●過去5年間の従業員数の増減状況について（複数回答可）

（単位：社）

増減状況	事業所数
正規職員、非正規職員ともに増えた	25
正規職員、非正規職員ともに減った	14
正規職員は増え、非正規職員は減った	6
正規職員は減り、非正規職員は増えた	9
技能実習生の受け入れが増えた	3
技能実習生の受け入れが減った	5
変化なし	20
計	82

●定年制について

（単位：社）

定年年齢	事業所数
60歳	51
61歳	0
62歳	1
63歳	2
64歳	1
65歳	20
無回答	2
計	77

●再雇用・定年延長年齢について

（単位：社）

再雇用・定年延長年齢	事業所数
63歳	1
64歳	0
65歳	41
70歳	15
限度なし	17
無回答	3
計	77

定年年齢は、「60歳定年」とする事業所が約66%で、「65歳定年」とする事業所は約26%です。

また、再雇用、定年延長年齢は、「65歳」とする事業所が約53%、「70歳」とする事業所が約19%、「限度なし」とする事業所が約22%となっており、再雇用、定年延長を実施している事業所が大半となっています。

●育児休業制度・介護休業制度の取得について

「育児休業制度の取得がある」事業所は約 84%、「介護休業制度の取得がある」事業所は約 73%で、「育児休業制度」「介護休業制度」が認知されてきています。

「育児休業制度」「介護休業制度」の取得がない理由としては、両制度ともに対象者（該当者）や申請がないとしていることから、従業員に対する周知が必要であると思われま

(単位：社)

育児休業制度	事業所数
取得がある	65
取得がない	12
計	77

(単位：社)

介護休業制度	事業所数
取得がある	56
取得がない	21
計	77

○育児休業制度の取得がない理由……

- ・ 該当者（該当年齢者）がいない
- ・ 男子従業員は取得していない
- ・ 申請がない

○介護休業制度の取得がない理由……

- ・ 該当者（該当年齢者）がいない
- ・ 従業員の年齢が低い
- ・ 申請がない

●障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況について

法定雇用率を「対象事業所なので、遵守して達成している」事業所は対象事業所中約 53%で、まだまだ障がい者雇用が十分に実施されていない状況です。

「対象事業所でないが、法律は知っている」事業所は、対象事業所でない事業所中約 89%で、対象事業所への支援だけでなく、対象外の事業所に対しても雇用を働きかけたり、支援をすることが障がい者雇用を促進させるために必要であると思われま

(単位：社)

達成状況	事業所数
対象事業所なので、遵守して達成している	25
対象事業所なので、雇用しているが未達成	12
対象事業所だが、一人も雇用していない	10
対象事業所だが、知らなかったので未達成	0
対象事業所でないが、法律は知っている	25
対象事業所でないなので、法律は知らない	3
無回答	2
計	77

●障害者雇用促進法の平成 28 年度以降の段階的施行について

障害者雇用促進法の平成 25 年度改正後、平成 28 年度以降に段階的に施行されていることについて、「知っている」事業所は約 86%で、障害者雇用促進法が比較的理
解されています。

(単位：社)

段階的施行を	事業所数
知っている	66
知らない	11
計	77

●就職困難者の雇用に対する現在の方針・取り組みについて

就職困難者を「方針として積極的に雇用する」、「方針はないが、雇用するように
努めている」事業所を合わせると約 42%です。

就職困難者の雇用に対する理解が進むよう啓発する必要があります。

(単位：社)

方針・取り組み	事業所数
方針として積極的に雇用する	8
方針はないが、雇用するよう努めている	24
採用の基準がないので、何とも言えない	14
入社試験の成績等を基に採用しているので、 就職困難者であることは採用決定と関係がない	25
その他	6
計	77

○その他……

- ・ 健常者や就職困難者でない人も採用が難しい。
- ・ 就職困難者に特化した求人をしていない
- ・ 法令等に基づき適切に散り組んでいる
- ・ 社員の採用は本社で統括している
- ・ 採用してもすぐ退職してしまう
- ・ 全ての採用をしていない

●雇用に関する補助制度の活用状況について

「雇用に関する補助制度を活用している」事業所は約74%ですが、更に啓発を進めていく必要があります。

○活用した制度……

- ・ 離職者早期再就職支援事業助成金
- ・ 特定求職者雇用開発助成金
- ・ 高齢者雇用継続給付金
- ・ トライアル雇用助成金
- ・ 雇用調整助成金

(単位：社)

補助制度を	事業所数
活用している	57
活用していない	20
計	77

●精神的ケアやカウンセリングなどの

窓口の設置について

「精神的ケアやカウンセリングを受けられる窓口を設置している」事業所は約78%あります。

(単位：社)

	事業所数
設置している	60
設置していない	17
計	77

●就職困難者の就労相談窓口の

チャンスワークこなんについて

「チャンスワークこなんを知っている」事業所は約34%で、今後さらに事業所にチャンスワークこなんをPRし、活用を図っていく必要があります。

(単位：社)

	事業所数
知っている	26
知らない	51
計	77

●湖南市障がい者就労情報センターについて

「湖南市障がい者就労情報センターを知っている」事業所は約65%で、チャンスワークこなんと比較すると周知が進んでいる状況にあります。

事業所が障がい者雇用に関して関心を持っていて、取り組みが進んでいる状況にあると思われます。

(単位：社)

	事業所数
知っている	50
知らない	27
計	77

●就職困難者の採用について

(単位：社)

	事業所数
採用している	34
採用していない	43
計	77

●就職困難者の採用ルートについて (複数回答可)

就職困難者の採用ルートで最も多かったのは「ハローワーク」で約 42%、「養護学校、各種教育機関」が約 21%となっており、広く認知、活用されていると思われます。

(単位：社)

採用ルート	事業所数
ハローワーク	22
養護学校、各種教育機関	11
障がい者就労情報センター	5
職業紹介会社・人材派遣会社等	3
新聞、求人誌、求人広告等に掲載	3
障がい者通所施設（作業所等）等	3
中途障がい者の継続雇用	2
病院、医療機関	0
その他	4
計	53

○その他……

- ・海外直接雇用
- ・紹介

●就職困難者の雇用・就労を促進するための取り組みについて （複数回答可）

就職困難者の雇用・就労を促進するための取り組みで最も多かったのは「行政、ハローワーク等との連携」で約 51%、次いで「関係団体、関係機関との連携」が約 31%となっています。

「養護学校、病院との連携」も約 17%あり、就職困難者の雇用をさらに促進するためには、事業所は各種機関等との連携を密にすることを重要視していると思われます。

(単位：社)

取り組み状況	事業所数
行政、ハローワーク等との連携	39
関係団体、関係機関との連携	24
職場実習生、訓練生の受け入れ	16
養護学校、病院等との連携	13
障がい者の作業所等への外注	11
障がい者の企業への支援	1
特に取り組む必要はない	3
その他	6
無回答	7
計	120

○その他……

- ・ 単身者、独身者への支援
- ・ 安全配慮等の準備
- ・ 企業への紹介
- ・ 障がい者雇用

(2) 市民向けアンケート

個人の状況を把握するため、就労にかかる調査を湖南省において693人に対して、令和3年(2021年)9月にアンケート調査を実施しました。その結果から、本市の個人の就労に関する状況を整理しました。

実施数 693人 回収数 238人 回収率 34.3%

●アンケート記入者について

(単位：人)

	本人	家族	介護者	友人	その他	無回答	計
人数	208	21	4	0	2	3	238

○その他…… ・グループホームの世話人 ・別居の姉

●性別について

(単位：人)

女性	175
男性	62
ジェンダーほか	1
計	238

●国籍について

(単位：人)

日本	236
その他	1
無回答	1
計	238

○その他…… ブラジル

●年齢について

(単位：人)

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	計
人数	8	36	43	66	40	45	238

●世帯構造について

(単位：人)

核家族世帯で、夫婦と未婚の子との世帯	68
核家族世帯で、ひとり親と未婚の子との世帯	65
核家族世帯で、夫婦のみの世帯	34
単独世帯	34
3世帯家族	15
その他の構造の世帯	19
無回答	3
計	238

○その他の構造の世帯……

- ・祖母と両親と子
- ・祖母と母と未婚の子
- ・親と姉妹と甥
- ・夫婦と子と親
- ・両親と未婚の子と子ども
- ・夫婦と子と親
- ・3世代
- ・夫婦と妻の父
- ・夫婦と孫
- ・姉妹と叔父
- ・2世帯家族
- ・4世帯

●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無等について

(複数回答可)

(単位：人)

	計	障がいの程度					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者手帳を持っている	56	13	7	11	13	7	2
療育手帳を持っている	35	A 1	A 2	B 1	B 2		
		3	3	10	19		
精神障害者健康福祉手帳を持っている	28	1級	2級	3級			
		2	16	10			
発達障がいと診断されている	11						
難病の認定を受けている	8						
あてはまらない	127						
計	265						

●子どもの有無について (単位：人)

子どもがいる	118
子どもがいない	118
無回答	2
計	238

●ひとり親等の家庭について (単位：人)

	計	母子家庭	父子家庭
		ひとり親家庭である	58
ひとり親家庭ではない	57		
無回答	3		
計	118		

●ひとり親等の家庭の子どもの人数について

(単位：人)

1人	33
2人	14
3人	9
無回答	2
計	58

●ひとり親等の家庭の子どもの状況について (複数回答可)

	件数	子どもの人数
就学前	10	12
小学生	24	28
中学生	11	14
15～19歳	20	28
20歳以上	3	3
計	68	85

●小学生・中学生在籍状況について (複数回答可)

	件数	子どもの人数
小学校・中学校 通常学級	33	40
小学校・中学校 特別支援学級	2	2
特別支援学校	1	1
計	36	43

●就労の有無について (単位：人)

	人数	
正規雇用	社員・職員	73
	役員	2
	無回答	3
	計	78
非正規雇用	パート	33
	契約職員・嘱託職員	16
	アルバイト	4
	派遣社員	2
	無回答	19
	計	74
現在は、仕事をしていない (主婦・学生を含む)	43	
障がい者通所施設(作業所等)に通所している	21	
今まで仕事をしたことがない(主婦・学生を含む)	5	
自営業・自由業	5	
自営業の手伝い	2	
内職をしている	1	
その他	1	
無回答	8	
計	238	

○その他…… ・障害者雇用で就労

●現在の就労への、新型コロナウイルス感染症の影響について

(単位：人)

影響はない	120
多少は影響がある	60
大いに影響がある	38
無回答	20
計	238

●新型コロナウイルス感染症の影響の状況について (複数回答可)

(単位：件)

収入が減った	56
勤務時間が減った	37
預貯金を切り崩した	14
在宅の勤務時間が増えた	10
育児の時間が増えた	4
仕事を失った	2
その他	22
無回答	3
計	148

○その他……

- ・ 保育園が休園になり子どもを見るため有給を使い果たした
- ・ 子どもを預けてパートに出たいが、コロナ禍で難しい
- ・ 子どもに留守番させて寂しい思いをさせた
- ・ 濃厚接触者が出るとすぐに休みになる
- ・ 仕事は増えたが収入に変化がない
- ・ 仕事の量、仕事の生産量が減った
- ・ 就職できず自家用車を売却した
- ・ 職場が三蜜状態になりやめた
- ・ 営業する場所がなくなった
- ・ コロナ感染のリスクがある
- ・ 勤務時間が少し増えた
- ・ 作業の行事が減った
- ・ 精神的負担が増えた
- ・ 手当がなくなった
- ・ 感染リスクが高い
- ・ 出勤が増えた
- ・ 食費が増えた

●今後の就労について (単位：人)

今後も、そのまま仕事を続けたい	150
働いてはいないが、仕事を探している	28
働いておらず、今後も働くつもりはない	25
転職したい	20
仕事を辞めたい	8
無回答	7
計	238

●就労についての考えについて (単位：人)

働きたいと思っている	120
働かざるを得ないと思っている	73
働きたいが、課題があるので働けない	14
働きたくない、もしくは働く必要がない	9
わからない	8
無回答	14
計	238

○働きたいが、問題があるので働けない理由……

- ・病気を患っているため
- ・(身体、精神の)障がい、難病のため
- ・身近活動が困難なため
- ・要領よく仕事量をこなせないため
- ・子どもがいるため
- ・孫の世話のため
- ・勤務時間が増えないため

◇今後の就労・就労についての考えについて

「今後も、そのまま仕事を続けたい」が約63%と最も多く、「働いてはいないが、仕事を探している」の約12%、「転職したい」の約8%を合わせると、働く意欲を持っている人の割合は約83%となり、働く意欲を持っている人の割合が高いと思われます。その一方で消極的理由の「働かざるを得ないと思っている」が約31%、「働いておらず、今後も働くつもりがない」が約11%あります。

働く意欲の低い人に対してはその働く意欲の低い理由や働けない事情に応じた支援を行う必要があります。

「働きたいが、課題があるので働けない」の理由や事情には、「子どもがいるため」や、「病気を患っているため」「障がい、難病のため」「身近活動が困難なため」など自分自身の心身の状態によるものがあります。

そうした事情を抱える人たちに対しては、介護・福祉・子育て支援サービスなどの利用を進めたり、無理のない短時間労働などを活用することも含めて就労支援の在り方を検討するべきです。

●就労に際して困ったこと・困っていることについて (複数回答可)

(単位：人)

就職先での人間関係や人とのコミュニケーション	39
身体的問題があった (ある)	33
家事との両立が無理であった (無理である)	22
子どもを預かってくれるところがなかった (ない)	14
就職に関する情報が少なかった (少ない)	14
通勤する手段に問題があった (問題がある)	12
希望する時間帯または曜日の仕事がなかった (ない)	11
希望する勤務時間数または日数よりも少なかった	11
能力・資格を生かせる仕事がなかった (ない)	9
希望する勤務時間数または日数よりも多かった	8
就職に関する情報の入手方法がわからなかった (わからない)	8
どこに行けば就職の相談をできるのかがわからなかった (わからない)	7
家族の介護を頼めるところがなかった (ない)	6
物理的問題があった (ある)	5
社会的問題があった (ある)	5
特別な資格を必要とした (必要である)	4
面接の受け方や、履歴書の記入方法がわからなかった (わからない)	2
その他	17
特になし	94
計	321

○その他……

- ・家事、育児をこなすと働く時間が限られ、子どものことで休むと収入が減る
- ・有資格で就労には困らなかったが、子育てや介護で休職や退職を経験した
- ・103万円130万円の壁で扶養が外れるなどの障害があり、働きづらい
- ・正社員になりたかったが、派遣先と派遣元との関係でできなかった
- ・就職活動時に、子どもの都合で休めるかと話すと嫌な顔をされた
- ・パートに就きたいが、妊娠したらパート先に迷惑がかかる
- ・サービス残業が多く、親と会社員との両立が難しい
- ・自閉的で内面的な話ができない
- ・障がいがあり職種が選べない
- ・今後介護で困ると考えている
- ・コロナウイルス感染の心配
- ・高収入の職種を知りたい
- ・親が口出しをする
- ・収入が減った
- ・精神的問題
- ・就労困難

●ハローワーク（公共職業安定所）について

（単位：人）

知っている。利用したことがある	150
知っている。利用したいができない	4
知っているが、利用したことはない	62
知らないし、利用したこともない	10
無回答	12
計	238

●ハローワークを、「知っている。利用したいができない」または「知っているが、利用したことはない」理由について

（単位：人）

場所がわからない	6
場所が遠くて時間がかかる	4
場所までの交通手段がない	3
利用時間帯が合わない	3
出かけるための介助者がいない	2
周りの目が気になる	1
その他	42
無回答	5
計	66

○その他……

利用したいができない理由

- ・現在の身体の状態で、働くすべはあるか働けるのか判断できない
- ・仕事の内容のレベルをこなせない
- ・良い求人が少ないと聞いた

利用したことがない理由

- ・既に働いている、転職したことがない
- ・ネットの方が簡単に仕事を探せる
- ・現在の職場、仕事で満足である
- ・手続きに時間がかかりそう
- ・今は利用したいと思わない
- ・利用せずに就職できた
- ・資格があり大丈夫だ

●滋賀企業説明会、就活セミナー、合同就職説明会等の就職フェアについて

(単位：人)

知っている。利用したことがある	28
知っている。利用したいができない	5
知っているが、利用したことはない	94
知らないし、利用したこともない	99
無回答	12
計	238

○利用した会は……

- ・面接の受け方、就職活動の仕方のセミナー
- ・福祉のお仕事フェア ・合同就職説明会

●合同就職説明会等の就職フェアを、「知っている。利用したいができない」または「知っているが、利用したことはない」理由について

(単位：人)

開催場所がわからない	12
開催時期がわからない	10
開催時間帯が合わない	10
開催時期が合わない	5
開催場所が遠くて時間がかかる	2
開催場所までの交通手段がない	1
出かけるための介助者がいない	1
周りの目が気になる	1
その他	51
無回答	6
計	99

○その他……

- ・日常生活がしんどく、利用する気になれない
- ・興味のある企業、セミナーがなかった
- ・自分に適した内容と思わなかった
- ・障がいがあり直接利用できない
- ・仕事が自分レベルの内容か不安
- ・若い人向けの説明会しかない
- ・直接ハローワークへ行った
- ・利用せずに就職できた
- ・自分で探した
- ・生活相談の支援を受けている
- ・就職先を紹介してもらった
- ・パート募集のチラシで十分
- ・既に働いている
- ・集団が苦手

●**湖南省内で実施している就労相談について**

(単位：人)

知っている。利用したことがある	30
知っている。利用したいができない	1
知っているが、利用したことはない	82
知らないし、利用したこともない	114
無回答	11
計	238

●**就労相談を、「知っている。利用したいができない」**

または「知っているが、利用したことはない」理由について

(単位：人)

実施時間帯が合わない	19
実施場所がわからない	7
周りの目が気になる	1
その他	53
無回答	3
計	83

○その他……

- ・生活に追われて相談に行く暇がなく、実施している情報を探せない
- ・日常生活がしんどく、利用する気になれない
- ・以前の女性の就労相談の対応がよくなかった
- ・障がいがあり利用できるか分からない
- ・マザーズハローワークを利用していた
- ・希望する職種に関連性がなかった
- ・利用する前に就職先が決まった
- ・生活相談の支援を受けている
- ・ハローワークがあれば十分だ
- ・直接ハローワークへ行った
- ・相談しにくい感じがした
- ・病気で就労は難しい
- ・利用する必要がない
- ・資格を持っている
- ・就職している

●チャンスワークこなん※について

※市役所（東庁舎）正面玄関横にあり、ハローワークの出先機関で就職困難者の就労相談窓口

（単位：人）

知っている。利用したことがある	32
知っている。利用したいができない	1
知っているが、利用したことはない	15
知らないし、利用したこともない	181
無回答	9
計	238

●チャンスワークこなんを、「知っている。利用したいができない」
または「知っているが、利用したことはない」理由について

（単位：人）

場所がわからない	2
出かけるための介助者がいない	1
その他	13
計	16

○その他……

- ・関わってもらうのに時間がかかる
- ・これから利用しようと思っている
- ・利用しなくても仕事が見つかった
- ・現在の職場で満足している
- ・利用する必要がなかった
- ・利用条件を満たさない
- ・支援先が他にある

●湖南省障がい者就労情報センター※について

※市役所（東庁舎）正面玄関横にあり、障がい者通所施設（作業所等）と企業との橋渡し及び就労相談窓口

（単位：人）

知っている。利用したことがある	18
知っている。利用したいができない	2
知っているが、利用したことはない	29
知らないし、利用したこともない	180
無回答	9
計	238

●**湖南省障がい者就労情報センターを「知っている。利用したいができない」
または「知っているが、利用したことはない」理由について**

(単位：人)

利用場所がわからない	6
利用時間帯が合わない	2
利用場所が遠くて時間がかかる	1
出かけるための介助者がいない	1
周りの目が気になる	1
その他	18
無回答	2
計	31

○その他……

- ・利用しても給与面で割が合わない
- ・これから利用しようと思っている
- ・就労支援を受けて働いている
- ・現在の職場で満足している
- ・利用する必要がなかった
- ・支援先が他にある
- ・利用対象者でない

◇①ハローワーク（公共職業安定所）

- ②滋賀県企業説明会・就活セミナー・合同就職説明会などの就職フェア
③湖南省内で実施されている就職相談、
④チャンスワークこなん ⑤湖南省障がい者就労情報センター について

①ハローワーク（公共職業安定所）については、「知っており、利用したことがある」が約63%、「知っている。利用したいができない」「知っているが、利用したことはない」を合わせると約91%と、ほとんどの人が知っています。

それに対し「知らないし、利用したこともない」（無回答を含む）の割合が高かったのは、②滋賀企業説明会、就活セミナー、合同就職説明会等の就職フェアが約42%、③湖南省内で実施されている就労相談が約48%、④チャンスワークこなんが約80%、⑤湖南省障がい者就労情報センターが約76%と、①ハローワーク（公共職業安定所）以外すべてで高い割合でした。

現在就労中で求職をしていない人は、①ハローワーク（公共職業安定所）以外に関しては情報を得る必要が少ないとの理由もあると思われますが、もう少し市民に対して各機関や事業所のPRする必要があります。

●必要だと思われる就労支援について（複数回答可）

多くの回答が寄せられました。その中でも上位を占めたのは、「自立した生活のための支援」が約34%、「就労に関する情報を入手しやすくする」が約30%、「保育園等、子どもを預かる場所の確保」が約27%、「就職困難者の実態の把握」が約24%、「雇用機会の増加」が約23%です。

その他にも、「中間的就労の確保」「居住の場の支援」など幅広い就労支援への要望があげられました。生活支援を含めた就労支援が必要であり、「チャンスワークこなん」等のさらなるPR、周知を図る必要があります。

（単位：人）

自立した生活のための支援	81
就労に関する情報を入手しやすくする	71
保育園等、子どもを預かる場所の確保	65
就職困難者の実態の把握	57
雇用機会の増加	55
中間的就労 [*] の確保	47
居住の場の支援	45
就職セミナーなど、企業と就職希望者とのマッチング	42
就職困難者を雇用した場合の企業に対する支援 （補助金交付、専門家の派遣など）	41
就労相談窓口の周知	40
企業・事業所などに対する雇用推進の周知徹底	37
就職困難者等の能力開発	37
就職活動中の居場所（拠点）の確保	22
その他の支援	15
無回答	26
計	681

※中間的就労… 心身の不調や長期のブランクにより、すぐに就労することが難しい方に、一定の配慮と支援をする取組みのこと

○その他の支援……

- ・ 定年後や高齢になっても働ける、企業や仕事の紹介
- ・ 家族の介護が必要な時の、預ける場所などの支援
- ・ 障がい児の居場所支援（日中一時支援）
- ・ 子どもが病気になった時の支援
- ・ 就職困難者への生活費の支援
- ・ 世帯の状況を考えた支援
- ・ 就労支援より福祉支援
- ・ 施設入所の支援
- ・ 不妊治療の助成
- ・ 現金の支給

●就労対策として取り組むべきだと思うことについて (複数回答可)

上位を占めたのは「就職困難者の支援」が約 42%、「非正規労働者の正規雇用支援」が約 34%、「女性の雇用支援」が約 29%、「高齢者の就労支援」が約 29%です。その他にも「雇用の多い企業の誘致」や「勤労者の労働環境の整備」など幅広い就労対策への要望があげられています。

就労対策としては社会的弱者への対策が上位を占めており、今回の就労支援計画の方向性も一致しています。

まずは今回の計画を確実に実施していく必要があります。

(単位：人)

就職困難者の支援	100
非正規労働者（パート・アルバイト・派遣・日雇い・臨時など）の正規雇用支援	82
女性の雇用支援	70
高齢者の雇用支援	68
雇用の多い企業の誘致	66
勤労者の労働環境の整備	58
若年者の雇用支援	47
就職中の支援者スキルアップ講座の受講支援	43
勤労者の転職の支援	40
就労中のアドバイス（支援）	35
その他	5
無回答	28
計	642

○その他……

- ・会社とのギャップを減らす取り組み
- ・学生のセミナーを増やす
- ・障がい者の雇用

●その他上記以外のご意見

- ・ひとり親でも子どもの教育は手を抜きたくない。子どもとの時間を大切にしたい。
子どもを優先するとパートしかできず収入が減る。
子どもが成長したら正社員で働きたいが、年齢の問題や新規就労は難しい。
- ・障害のある方、高齢者など得意なことを生かして、自立し賃金がもらえる施策
- ・70歳以上勤めたい。65歳定年の定着と、65歳以上の賃金80%以上の確保
- ・就労前のパソコン、ビジネス文書の作成の仕方、マナー講座などの研修
- ・働く意思がある人を、市や公的機関が橋渡しし紹介するシステムを活用
- ・障がい者の通勤手段、就労状況の案内、交流などの生きるための支援
- ・就職困難者を理解し、サポート、雇用する人や企業を増やす。
- ・派遣で正社員と同じ仕事をしているので同一労働同一賃金を。
- ・サポートするスタッフの育成とスタッフが疲弊しない取組み
- ・家族の介護を受けながら仕事を継続できる仕組みの充実
- ・施設雇用や利用も含めて、福祉施設の強化
- ・地元出身者の優先雇用やIターンへの支援
- ・雇用施策にしっかり取組みと周知
- ・就職困難者への住宅支援の拡充
- ・65歳以上の人の仕事の支援
- ・単身の高齢者に対する支援

(3) 市内の外国人向けアンケート

外国人の状況を把握するため、就労にかかる調査を湖南省において、令和3年(2021年)9月にアンケート調査を実施しました。その結果から、本市の個人の就労に関する状況を整理しました。 湖南省実施数 204人 回答数 39人

●性別について

(単位：人)

女性	21
男性	18
計	39

●国籍について

(単位：人)

ブラジル	15
日本	12
中国	5
フィリピン	3
ペルー	2
ベトナム	1
インドネシア	1
計	39

●年齢について

(単位：人)

15～19歳	0
20～29歳	3
30～39歳	11
40～49歳	11
50～59歳	5
60～69歳	9
計	39

●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無等について

(複数回答可)

(単位：人)

身体障害者手帳を持っている	3
療育手帳を持っている	2
精神障害者健康福祉手帳を持っている	0
発達障がいと診断されている	0
難病の認定を受けている	0
あてはまらない	33
無回答	2
計	40

●子育てについて

(単位：人)

子どもを、育てている	20
子どもを、育てていない	17
無回答	2
計	39

●ひとり親等の家庭について

(単位：人)

ひとり親家庭である	1	母子家庭	父子家庭
		1	0
ひとり親家庭ではない	18		
無回答	1		
計	20		

●ひとり親等の家庭の子どもの人数について

(単位：人)

1人	0
2人	0
3人	0
4人以上	1
計	1

●ひとり親等の家庭の子どもの状況について (複数回答可)

(単位：件)

就学前	0
小学生	0
中学生	0
15～19歳	1
20歳以上	1
計	2

●仕事の雇用契約の種類について

「正規の雇用の社員」は約5%（自営業を除く）と少なく、「派遣社員・契約社員」「パート・アルバイト」「臨時の雇用の社員」など非正規雇用が約51%（同）が大半を占めています。

外国人以外の市民のアンケート結果は「正規雇用」が約33%で、その差が際立つ結果となっています。

（単位：人）

派遣社員・契約社員	10
パート・アルバイト	9
今は、仕事をしていない（主婦・学生を含む）	7
会社の役員	2
正規の雇用の社員	2
今までずっと仕事はしていない（主婦・学生を含む）	2
臨時の雇用の社員	1
障がい者通所施設（作業所など）に行っている	1
その他	2
無回答	3
計	39

●これからの仕事について

（単位：人）

これからも、今の仕事を続けたい	22
仕事はしていないが、探している	6
今の仕事とは、別の仕事がしたい	5
今、仕事はしていない。これからも仕事はしない	5
仕事を辞めたい	1
計	39

●仕事についての考えについて

(単位：人)

仕事をしなくてはいけないと思っている	21
仕事をしたいと思っている	9
仕事はしたいけれど、理由があってできない	3
仕事はしたくない。仕事はしなくてもいいと思っている	1
今は、仕事は考えていない	5
計	39

○仕事はしたいけれど、できない理由……

- ・介護

◇これからの仕事、仕事についての考え方

これからの仕事について、「これからも、今の仕事を続けたい」は約56%です。また、仕事についての考え方について、「仕事をしなくてはいけないと思っている」の約54%、「仕事をしたいと思っている」の約23%を合わせると、働く意欲を持っている人の割合は約77%となり、外国人以外の市民のアンケート結果の「働く意欲を持っている人の割合」約83%と比較しても高い割合です。

その一方で、働かざるを得ないとの消極的理由の人もいると思われる。「今の仕事とは、別の仕事がしたい」「仕事を辞めたい」「仕事はしていないが、探している」を合わせると、約40%が課題を抱えていると思われます。

不安定な立場で働いている外国人が多数いることを考えると、給料面も含めた待遇、労働環境の改善を目指すなどの就労支援が必要であると思われます。

●仕事で困っていることについて (複数回答可)

仕事で困っていることについては、「困っていない」が最も多く約51%です。

しかし、本当に困っていないかどうかは、この回答だけでは判断しにくく、十分にアンケートの趣旨を理解しているかどうかも若干気になるようです。

また「やりたい仕事に、特別な資格が必要である」や「どうすれば、やりたい仕事の情報を教えてもらえるかわからない」などの問題もあり、相談に来るのを待つだけでなく、行政の側から就労支援を働きかけるアウトリーチの役割も必要です。

(単位：人)

困っていない	20
やりたい仕事に、特別な資格が必要である(必要だった)	4
どうすれば、やりたい仕事の情報を教えてもらえるかわからない(わからなかった)	3
子どもを預けるところがない(なかった)	2
どこに行けば、やりたい仕事の相談ができるかわからない(わからなかった)	2
自分が持っている能力や資格を使う仕事がない(なかった)	1
やりたい仕事の情報が少ない(少なかった)	1
この他に思っていること	3
無回答	6
計	42

○この他に思っていること……

- ・自分のやりたい仕事の求人がない
- ・コロナの感染

●ハローワーク(公共職業安定所)について

(単位：人)

知っている。行って仕事を探した	15
知っている。行って仕事を探したいけれども、理由があっていけない	3
知っているけれども、行っていない	15
知らない。行っていない	4
無回答	2
計	39

●滋賀企業説明会、就活セミナー、合同就職説明会等の就職フェアについて

(単位：人)

知っている。行って話を聞いた	2
知っている。行って仕事を探したいけれども、理由があっていけない	0
知っているけれども、行っていない	11
知らない。行っていない	24
無回答	2
計	39

○話を聞いたイベントは…… ・適業診断イベント

●湖南省内で実施している就労相談について

(単位：人)

知っている。相談をした	2
知っている。行って相談をしたいけれども、理由があっていけない	0
知っているけれども、相談はしていない	9
知らない。相談はしていない	27
無回答	1
計	39

●チャンスワークこなんについて

(単位：人)

知っている。相談をした	1
知っている。行って相談をしたいけれども、理由があっていけない	1
知っているけれども、相談はしていない	4
知らない。相談はしていない	32
無回答	1
計	39

●湖南省障がい者就労情報センターについて

(単位：人)

知っている。相談をした	1
知っている。行って相談をしたいけれども、理由があっていけない	0
知っているけれども、相談はしていない	4
知らない。相談はしていない	31
無回答	3
計	39

●**仕事ができるようになるには、何が必要ですか**（複数回答可）

多くの回答が寄せられましたが、上位を占めたのは、「仕事ができない人の、実態を調べる」が約 46%、「保育園や幼稚園など、子どもを預ける場所を確保する」が約 36%、「仕事を探す相談をしてくれる場所を、みんなに知らせる」が約 31%、「仕事に関する情報を手に入れやすくする」が約 28%です。

その他にも、「仕事ができない人を雇用した会社に、支援をする」「ひとりで生活できるように、支援をする」「仕事ができる機会を増やす」など幅広い就労支援への要望があげられました。

就労支援を必要とする人に対し、それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援が必要であると思われ、まずは「チャンスワークこなん」等のさらなるPR、周知を図る必要があります。

（単位：人）

仕事ができない人の、実態を調べる	18
保育園や幼稚園など、子どもを預ける場所を確保する	14
仕事を探す相談をしてくれる場所を、みんなに知らせる	12
仕事に関する情報を手に入れやすくする	11
仕事ができない人を雇用した会社に、支援をする	7
ひとりで生活できるように、支援をする	7
仕事ができる機会を増やす	7
住むところの支援をする	6
会社と仕事を探している人が、出会えるイベントをする	5
会社に仕事を作ってもらえるように、みんなに広く知らせる	4
このほかに思うことは	6
無回答	6
計	103

○この他に思うことは……

- ・企業・事業所やハローワークにも、いくつかの言語での広告が欲しい
- ・相談できる機関があれば、仕事を辞めずに済むケースも増える
- ・乳幼児を家に置いておけないので、在宅でできる仕事が欲しい
- ・相談できる場所に通訳を置いてほしい
- ・日本語を学ぶ

●**仕事ができるようにする方法について**（複数回答可）

「非正規労働者が、正社員になるように支援をする」が約 51%と最も多く、次いで「スキルアップにつながるイベントをする」が約 38%です。非正規雇用という不安定就労に課題があります。

「仕事をするための環境を整える」など働く場所の確保と生活の支援を求めている、就労支援と生活支援の 2 本立てで支援をすることが必要です。

（単位：人）

非正規労働者が、正社員になるように支援をする	20
スキルアップにつながるイベントをする	15
仕事をするための環境を整える	14
女性が働けるように支援をする	14
高齢者が働けるように支援をする	11
若者が働けるように支援をする	10
いろいろなことが原因で、仕事をするじゃまをされている人の支援をする	6
このほかに思うことは	3
無回答	7
計	100

○この他に思うことは……

- ・学歴の縛りをなくせば、高校卒の方にも選択肢が増える
- ・外国人も仕事がしやすい環境にして欲しい

●**仕事をしてくために、湖南省の考え方について思うことは**

- ・元気な高齢者に、資格がなくても介護の世話や話し相手になる仕事を。
- ・子どもを預けられる施設を増やす。日本語を学べる場所や時間を増やす。
- ・外国人労働者・派遣社員の権利を企業が学び、見直してもらう。
- ・日本全国の男女差別をなくす。子育て女性が働ける支援
- ・外国人が簡単に会社に入れるようにして欲しい。
- ・障がい者の求人企業の働きかけ
- ・資格を取得の費用の支援

(4) 関係団体向けアンケート

関係団体の状況を把握するため、就労にかかる調査を湖南省において、令和3年(2021年)9月にアンケート調査を実施しました。その結果から、本市の関係団体の就労に関する状況を整理しました。

実施団体数 5団体

●団体の就労に関する関わりについて

- ・商工業者の事業経営における労働保険、社会保険等を通じての事業者支援業務と労働者・従業員の雇用保険等の資格取得・喪失の手続き等による事務組合業務に係る就労関係の支援業務を実施。
- ・また、労災保険の加入、給付手続き等による事業者および従業員への事務支援業務を実施。働き方改革に伴う雇用者の環境整備や事業者が抱える経営課題の解決に向けての支援業務を実施していく。
- ・商工会の会員企業と関係機関との連携を強化して、それぞれの課題解決に向けた対応と各機能を十分に活用することで、いろいろな施策や商工会業務の実施を図っていく。
- ・障害のある方への就労支援を実施しています。湖南省内の福祉事業所が協力して企業との作業交渉・契約をとりまとめることで、1つの事業所では成しえない大きな作業を獲得することで、それにより企業内での就労機会の提供や工賃向上にむけての施策を実施しています。
- ・今後の方向性。安定した就労の場を提供するために、企業との連携を継続して実施しています。加えて、企業内での仕事に従事することが困難な方に対する新たな作業や活動の確保・提案を実施していきます。
- ・地域の就労支援の協力
- ・安定就労促進に向けた関係機関、団体との連絡調整。
- ・事業所内人権啓発担当者等研修事業の実施。
- ・仕事につくための基本的な知識や実力を身につけ、職場実習やアルバイト等の職業体験、技能・資格取得等を行う支援をする。
 - 基礎能力の習得（マナー、学力補習、採用試験準備等）
 - 職場見学、職業訓練、職場実習
 - 技能、資格、検定取得支援
 - 就職相談、紹介等
 - 職業適性検査

● 湖南省の「就職困難者等」への就労支援について

- ・ 様々な施策や相談の機会、支援機関の紹介など更なる情報の提供や周知活動の強化が必要であると思います。
- ・ 各種の制度や施策の提供により、それが十分に活用できるよう支援を行っていく為の工夫をしていくこと。
- ・ 新たな雇用を創出することで、就労の機会や就労場所の拡大を図り、支援活動を進めていくことが必要と考えます。
- ・ コロナ禍における就労環境の悪化からの回復に向けた支援対策の実施と併せて、事業経営者の意識改革と就労支援に係る理解と協力を要請していく方策を検討。
- ・ コロナ禍による影響もさることながら、抜本的に工賃向上に向けた取り組みが必要であると考えます。一定の収益確保は出来ているが、そのラインから大幅に向上させることが困難な状況があるため、それ以上の収益をどのように確保していくかが課題となっています。
- ・ 精神障害の方のケース
企業就労のスキルは持っておられるが、「毎日・長時間」の労働に対して不安があり、就労に結びつかないケースもあります。
個々人の状況に合わせて、就労日数・就労時間に関わらない就労モデルが必要であると考えられます。
- ・ 就労と福祉事業所の両立について
- ・ 就労後の定着支援の拡充。
- ・ 企業のニーズと福祉のニーズの相互理解の機会が少ない。
- ・ 就労相談について、これまで方向性が変化してきている。就労相談員の質の向上と、自ら出向き、積極的に地域や問題を抱えた方とつながり、就労に向けたプロセスを構築していく必要性がある。相談員への専門的な研究を行い、市・民間・県等の各機関とのつながりを強くもって頂きたい。
- ・ 就職に結びつく資格取得の不足。
- ・ 就労相談員の研修の不足。
- ・ 就労コーディネーターが十分機能していない。
- ・ 同和地区住民ならびに外国籍住民（就職困難者）に対する雇用の創出への取組の不足。
- ・ 支援対象となる少年は、不登校により中学校卒業時の進路が不確定であったり、高校等での中途退学や進路変更により一旦は就職や別の高校に編入学したが、高校を再度退学したり、離職したりするケースが多くを占めている。そのため、就労状況についての定期的な確認を大切にしないと不就労の場合、支援が受けられない状況がある。

● 湖南省の生活支援と就労支援施策への要望について

- ・ 就労支援施策の周知と情報の提供を推進していくため、研修会、学習会等の開催による活動を行うこと。
- ・ 支援機関の連携を強化し、積極的な情報発信活動を実施できるよう運営、推進を図ること。
- ・ 経営者側の意識改革と雇用推進への協力要請活動を強力に推し進めていくための事業企画と実施体制の整備。
- ・ 福祉事業における就労（施設外就労）については、工賃獲得・向上が課題となる。公官庁内の作業提案や、企業との作業マッチングについて、引き続きお願いしたいと思います。
- ・ 短時間の勤務について
雇用率算定基準の時間よりも短い時間での雇用のモデルづくりをお願いしたいです。
作業について十分なスキルをお持ちであるが、勤務時間の課題が解決すれば（短時間であれば）就労に結び付けられるケースなど、もちろんアセスメントをしっかりと実施していく必要はあるかと思いますが、トライアル雇用の湖南省独自モデル的に実践をしていただき、効果を確認していただきたいと思います。
※例えば、1日（4時間）のみから雇用を始めていき、まずは安定的に働くことを続けていく、といったことです。
- ・ 就労と福祉事業所の両立について
多くの企業の理解により、就労へ結びつく方も増えています。福祉サービスの終了により、不安感が増し、長続きしない可能性もあります。個々のケースにもよりますが、より多様な方に安心して働いていただく土壌づくりとして、モデル事業的にトライして効果を確認していただきたいと思います。
- ・ 就労後の企業定着支援の拡充について
障がい者就労情報センターの企業就職後支援について働き・暮らし応援センターとの役割分担を再度整理し、明確化してもらいたいと思います。長く安心して働ける体制づくりをしていきたいです。定期的な意見交換機会などもあるとよいと思います。
- ・ 3年・5年と長く勤めていくと、職場とご本人との思いや意識の誤差が生じてしまうケースもあるかと思いますが、事業所の課題でもありますが、中長期的に地域でサポートをしていく枠組みができればと思います。
- ・ 企業のニーズと福祉のニーズの相互理解について
「企業の困りごとや企業の業務の切り出しの確認」「障害のある方の就労スキル説明（できること）」を仲介していただき、こまやかなマッチングの機会を創出していただきたいです。

(相互に意見交換ができる機会の創出)

【例】意見交換 →そこから企業の業務切り出しを再考していただく→求人や面接会等での募集という流れにすることで、両者のマッチングを図る。

- 就労相談について、これまで方向性が変化してきている。就労相談員の質の向上と、自ら出向き、積極的に地域や問題を抱えた方とつながり、就労に向けたプロセスを構築していく必要がある。相談員への専門的な研究を行い、市・民間・県等の各機関とのつながりを強くもって頂きたい。
- 普通自動車運転免許に加えて、比較的容易で就職に繋がりやすい資格取得に向けた支援の実施。
- 就労支援の歴史的な経緯、地域総合センターの役割についての研修を相談員に対して実施することと、外部機関が実施する相談の受け方に関する講座等を受講できるようにする。
- 就労支援コーディネーターと就労相談員は、それぞれ人を分けて配置する。
- 雇用創出および雇用開発に関わる取組と、このことに関する企人協との連携。
- 支援対象となる少年のさまざまな状況が関係者や関係機関で情報共有できるネットワークのさらなる充実が望まれる。ネットワークの豊かさと長期的な身守りの視野が求められる。

2. 雇用・就労に関する各種法律

- ① 育児・介護休業法 (育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)
- ② 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律
- ③ 家内労働法
- ④ 求職者支援法 (職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律)
- ⑤ 高齢者雇用安定法 (高齢者等の雇用の安定等に関する法律)
- ⑥ 最低賃金法
- ⑦ 障害者基本法
- ⑧ 障害者雇用促進法 (障害者の雇用の促進等に関する法律)
- ⑨ 障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)
- ⑩ 女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)
- ⑪ 職業安定法
- ⑫ 職業能力開発促進法
- ⑬ 青少年雇用促進法 (青少年の雇用の促進等に関する法律)
- ⑭ 男女雇用機会均等法 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)
- ⑮ パートタイム・有期雇用労働法 (短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)
- ⑯ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律
- ⑰ 労災保険法 (労働者災害補償保険法)
- ⑱ 労働安全衛生法
- ⑲ 労働関係調整法
- ⑳ 労働基準法
- ㉑ 労働契約法
- ㉒ 労働施策総合推進法 (労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)
- ㉓ 労働者派遣法 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律)

3. 雇用・就労に関する各種計画等

本市をはじめ、国や県などにおける雇用・就労に関わる各種計画(施策)の主なものを整理しました。

(1) 市における各種計画

①第二次湖南省市総合計画 (平成28年度～令和7年)

【後期基本計画】 令和3年度～7年度

【まちづくりの5つの理念】 湖南省市民憲章から5つの理念を掲げている。

1. 美しい水と緑を大切にし、自然と調和したまちをつくります。
2. たがいの人権を認めあい、思いやりのあるまちをつくります。
3. 子どもが健やかに育ち、障がい者や老人をはじめ、だれもが安心して暮らせるまちをつくります。
4. ゆたかな歴史を重んじ、香り高い文化のまちをつくります。
5. 社会の規律を守り、安全で住みよいまちをつくります。

【まちの将来像】 「ずっとここに暮らしたい! みんなで創ろう きらめき湖南」

【まちづくりの3つの視点】

○自立と協働のしくみ ○暮らしの創造 ○まちの基盤

【まちづくりの6つの目標】

1. みんなで共に進めるしくみをつくろう
～人権尊重と自立・自助、共助のまちづくり～
2. うるおいのあるまちをつくろう
～自然を活かし、自然と共生するまちづくり～
3. 活気あるまちをつくろう
～産業が集まり、人が集うまちづくり～
4. ほっとする暮らしをつくろう
～生涯を通じた安心と健康のまちづくり～
5. いきいきとした暮らしをつくろう
～誇りとなる市民文化を創造するまちづくり～
6. 明日を拓くしくみをつくろう
～効率的・効果的な行財政システムづくり～

【雇用・就労に関する主要施策(抜粋)】

第3部 基本計画

第1章 みんなで共に進めるしくみをつくろう

2. すべての人の人権尊重の推進

施策2 人権・同和施策の推進

○地域総合センターによる支援活動の充実と施設の計画的な更新・維持管理

3. 男女共同参画の推進

施策3 相談および支援体制の充実

- 関係機関との連携による相談体制の強化
- 相談員の育成
- 相談窓口の周知

5. 多文化共生のまちづくり

施策2 コミュニケーション環境と生活支援の充実

- 広報物・ホームページ・案内板等生活情報の多言語化の推進
- 適切な通訳および「やさしい日本語」による正確でわかりやすい情報提供の推進

第3章 活気あるまちをつくろう

5. 工業の振興

施策2 新規産業の誘致と産官学の連携

- 人材育成・雇用の確保支援

6. 雇用の促進と勤労者福祉の充実

施策1 就労支援の推進

- 市内企業の情報発信の支援
- 合同企業説明会の開催
- キャリア教育や資格取得の支援

施策2 多様な働き方の推進

- 子育て中の求職活動の支援
- 働き方改革の推進
- テレワークのためのICT環境の整備
- 高齢者や外国人の就労支援、技能の活用
- 障がい者就労情報センターによる支援強化

施策3 勤労者福祉の充実

- 福利厚生事業、労働環境整備の推進

施策4 企業内人権啓発の推進

- 企業内人権の細やかな啓発、研修の推進
- 企業の自発的な取組への支援

第4章 ほっとする暮らしをつくろう

3. 子育て支援の充実

施策2 地域の支えあいによる子育て支援の充実

- 子育てを支援する地域の担い手育成やボランティア等の自主的な活動の支援
- 地域全体での子育て支援機能の強化

施策7 経済的負担の軽減とひとり親家庭への支援

- 経済的基盤の確立、個別の事情に配慮した支援施策や相談機能の充実

4. 障がい者の自立支援の充実

施策3 発達支援システムの充実

- 家庭・発達支援センター・民生委員児童委員等の連携強化による支援の充実

施策4 就労への支援

- 福祉的就労の場の確保
- 福祉的就労を支える各事業の充実と、より生きがいに結びつく作業の開拓
- 関係機関の連携強化による就労への継続的な支援
- 障がい者就労情報センター等の充実による一般就労の促進
- 「チャンスワークこなん」の利用者の拡充

5. 高齢者の自立支援の充実

施策1 生きがい支援の充実

- 生きがいづくりの輪を広げる地域福祉の推進
- 高齢者や多世代が参加しやすい事業の促進

6. 地域福祉の推進

施策6 自立支援・相談体制の強化

- 相談者の状況にあった適切な助言やサービスの提供
- 関係部署との連携による生活支援
- 基礎能力の形成を図る就労準備支援サービスの提供

施策7 生活困窮者への支援

- 専門職による自立のための伴走的な支援の提供
- 民生委員児童委員や関係機関等との連携システムの構築

第5章 いきいきとした暮らしをつくろう

1. 人権教育の推進

施策1 人権教育・啓発の推進

- 企業・事業所に対する人権教育と啓発の推進

3. 若者の社会参画

施策2 若者の社会活動への参加の促進

- 若者が参画できるイベント活動の充実
- 若者が参画できるイベントを通じた地域リーダーとなる若者の育成

第7章 人と地域とまちが輝く3つのプラン

1. 働く場の創出プラン

基本的方向1 安定した雇用を創出する

- 若い世代から高齢者まで幅広い年代の人々、また、障がい者、外国人にとって、多様で魅力的な働く場の確保

②第四次湖南省地域福祉計画・地域福祉活動計画

【計画期間】 令和4年度～令和8年度

【基本理念】 一人ひとりができる役割 もれない支援

行ったり来たりの思いやりのまち

～“ぬくもり”と“安心”と“希望”にみちたまちづくりをめざして～

- 【基本目標】
- 1 地域活動を支える人づくり
 - 2 地域で支えあう力を高めるつながりづくり
 - 3 安全・安心に暮らせる地域づくり
 - 4 適切な支援を届けるための体制づくり

【雇用・就労に関する取り組み（抜粋）】

基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくり

2 困難を抱える人への支援の充実

②生活困窮者への支援

- ・企業等は就労に課題のある人の就労体験の受け入れに努めましょう。
(市民・企業に期待すること)
- ・各種相談や事業において生活相談を行い、必要に応じて生活福祉資金の貸付や就労支援等へつなぎます。(社協が取り組むこと)
- ・生活困窮者自立支援制度の各種事業により、住居の確保、就労支援や子供の居場所づくり等の支援を行います。(市が取り組むこと)
- ・生活困窮者の相談窓口の周知を図るとともに、民生委員・児童委員やライフライン事業者、各分野の相談支援機関との連携や庁内関係部署間の連携を強化し、支援を必要とする人の把握に努め、相談支援の充実を図ります。(市)

③子どもや子育てへの支援

- ・ひとり親世帯など経済的に困窮する世帯に対して、就労支援や子どもの居場所づくりに努めます。(市)

④障がいのある人やその家族の支援

- ・障がいの特性に合わせた就労や社会参加ができるよう配慮を行いましょう。
(市民・企業)
- ・障がいのある人や家族の相談に応じ、就労などの支援を行いましょう。
(福祉事業所に期待すること)
- ・障がいのある人やその家族の交流を図り、見守りの促進や相談支援を行います。(社協)
- ・障がい福祉サービスの利用、コミュニケーション支援、就労や社会参加、災害時の支援体制の構築など、障がい者が安心して、自分らしく毎日の生活を送れるように支援を行います。(市)

⑥再犯防止の推進（再犯防止推進計画）

- ・刑務所出所者等の社会復帰に向け、就労、住居の確保や、保健医療・福祉サービスの利用等、関係機関と連携しながら包括的な支援に努めます。（市）

3 健やかに暮らし続けるための取組の推進

②認知症対策の推進

- ・若年性認知症の人や家族に対し、医療と福祉、就労等の関係機関が連携し、包括的な支援に努めます。（市）

③健康づくり・フレイル予防の推進

- ・ボランティアや地域活動への参加、就労による高齢者の生きがいを推進します。（市）

基本目標4 適切な支援を届けるための体制づくり

1 包括的な支援体制の構築

②アウトリーチによる伴奏的支援の強化

- ・市民は、ひきこもりや孤立しがちな人を排除しない地域づくりに努めましょう。企業は、就労に課題のある人の受け入れに協力しましょう。（市民・企業）

③参加・就労等の支援

- ・市民は、ひきこもりや孤立しがちな人を排除しない地域づくりに努めましょう。企業は、就労に課題のある人の受け入れに協力しましょう。（市民・企業）
- ・就労に課題のある人の受け入れに協力しましょう。（福祉事業所）
- ・ひきこもり等支援の届いていない人などに対して、社会とのつながりをつくるために、就労体験やボランティア活動の場、居場所など多様な社会参加の場の提供に努めます。（市）

○身近な公共施設や民間施設などを利用した情報提供

市民がよく利用するまちづくりセンターなどの公共施設や民間施設などにおいて、商工会・事業所などの協力を得ながら、各種の情報を得られるように取り組みます。

③第3次湖南市障がい者の支援に関する基本計画

【計画期間】	第3次湖南市障がい者計画	令和3年度～令和8年度
	第6期湖南市障がい福祉計画	令和3年度～令和5年度
	第2期湖南市障がい児福祉計画	令和3年度～令和5年度

【基本理念】 一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南市

【めざすまちの姿】

- 1 生まれてから大人になるまで、一人ひとりの成長を応援するまち
(一人ひとりの発達支援)
- 2 自分らしく輝きたい・働きたい気持ちに応えるまち
(余暇活動・就労支援)
- 3 必要なサービスを利用して、自分らしく毎日の生活が送れるまち
(日常生活支援)
- 4 住みなれた地域で、あたたかい支えあいのもとで安心して暮らせるまち
(共生する地域・生活安心)
- 5 たて・よこ・ななめにすき間なく、みんなが担うしくみがあるまち
(推進体制)

【雇用・就労に関する取り組み（抜粋）】

目標1 一人ひとりの発達・成長を支援する

生まれてから大人になるまで、一人ひとりの成長を応援するまち

○切れ目のない発達支援システムの充実

発達に支援の必要な人に対し、乳幼児期から学齢期、就労期まで、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関が連携して個人に一貫した支援を行います。

目標2 「輝きたい」「働きたい」意欲に応える

自分らしく輝きたい・働きたい気持ちに応えるまち

○就労につなげ、働き続けられるしくみづくり

福祉サービスの充実や、雇用環境の整備に向けた企業啓発、農福連携・林福連携の新たな取り組みへの支援等を通じて、障がいのある人の、その人らしい就労を促進します。

目標3 毎日の生活を支える

必要なサービスを利用して、自分らしく毎日の生活が送れるまち

○相談支援と情報提供の充実

障がいのある人とその家族の、ライフステージを踏まえたさまざまな生活課題に伴走し支援できるよう、総合的な相談体制の強化と情報提供の充実を図ります。

【重点】

計画相談の活性化と充実のため、引き続き基幹相談支援センターが中心となり計画相談事業所への支援の充実を図ります

④湖南省子ども・子育て支援事業計画

【計画期間】 令和2年度～令和6年度

【基本理念】 すべての子どもの健やかな育ちを保障するまち 湖南省をめざして

- 【基本方針】
1. みんなで支える湖南省の子どもと子育て
 2. 多様なニーズに応える子育て支援
 3. 子どもと子育てをとりまく環境づくり

【子ども・子育て支援施策の展開（抜粋）】

基本方針1 みんなで支える湖南省の子どもと子育て

1. 親育ち・親のサポート

○次世代の親となる世代と乳幼児との交流機会の充実

- ・職場見学・体験学習

児童・生徒に望ましい勤労観・職業観を身につけるため、総合的な学習の時間などを活用し、地域の企業や商店などとの協力・連携を図り、職場見学や職場体験などを推進します。

2. 仕事と育児の両立支援

○子育てと仕事を両立できる職場環境づくり

- ・育児休業制度・介護休業制度などの啓発

事業主に対して、育児休業制度・介護休業制度など、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりを推進します。

- ・育児休業を取得した女性の職場復帰等に対する啓発・支援

事業主に対して、育児休業取得や仕事と家庭の「両立支援等助成金」制度の利用について啓発に努めます。また、関連団体が実施する再就職セミナーへの呼びかけなどを通じて女性の職場復帰・再就職への支援を推進します。

- ・ファミリーフレンドリー企業の普及・啓発

仕事と家庭を両立させ、十分に能力を発揮して働くことができる職場環境と制度をもち、多様でかつ柔軟な働き方を選択できるよう情報提供や啓発に努めます。また企業内保育所の設置、育児休業などの取得や、出産退職後の再雇用、短時間勤務など家族生活に応じた勤務形態が実現するよう啓発します。

○働き方の見直しに向けた啓発

- ・労働時間短縮への啓発

企業・事務所を対象に、労働時間の短縮について啓発に努めます。また、フレックスタイム制や変形労働時間制などについても啓発を進めると同時に、業務の効率化につながるセミナーなどの開催に努めます。

- ・フレックスタイムや在宅就労などの勤務形態の多様化への啓発

企業・事業所を対象に、変形労働時間制やフレックスタイム制、子育て期などの短縮時間勤務、在宅就労など、多様な勤務形態導入を促進し、家庭と仕事の両立を図り、ゆとりある生活が送れるよう、情報提供や啓発に努めます。

- ・働き方改革

企業・事務所を対象に、年次有給休暇取得や正規労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の是正、労働時間の短縮を啓発し、だれもが多様で柔軟な働き方を選択できるように、また多様で柔軟な働き方を実現できるように、情報提供やセミナー開催に努めます。

基本方針2 多様なニーズに応える子育て支援

3. 特別な支援を必要とする児童へのサポート

○ひとり親家庭への支援

- ・就労への支援

就職がなかなか決まらなかったり、転職などを希望していたりするひとり親家庭の人に対し、国・県・ハローワーク及び関係機関等との連携を強化し一人ひとりの実情に応じたきめ細やかな就労支援を推進します。

- ・自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の自立支援を図るため、就業支援策を着実かつ効果的に実施し、ひとり親家庭の雇用が促進されるよう給付金を支給します。また、事業の周知に努め利用促進を図ります。

○発達に支援が必要な子どもへの支援

- ・発達支援室の充実と発達支援センターの専門性の強化

支援体制の司令塔である発達支援室（保健・福祉・教育・就労など）を充実し、乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援のため関係課との連携を強化します。また、高校生以上の支援のニーズが高まってきているため、学校への適応を高めるための支援や就労体験や働くことの実感が得られるようなスモールステップの就労支援の一層の充実を図ります。

基本方針3 子どもと子育てをとりまく環境づくり

2. 男女がともに担う子育て

○男性の子育て参画促進

- ・男性の育児休業等の取得を促進するための企業への啓発

企業・事業所に対し、育児休業や介護休暇など、諸制度の男性の利用促進について情報提供や啓発に努めます。

⑤ 湖南省男女共同参画 アクション 2017 計画

【計画期間】 平成 29 年度～令和 8 年度

【基本理念】 性別にかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮し、
多様な生き方を楽しむことができるまちをめざして

- 【基本目標】
- 男女共同参画の推進体制の整備
 - 啓発支援体制の整備
 - 教育機関における男女共同参画教育の推進
 - 男女の自立と多様な選択を可能にする生涯学習の推進
 - 地域における男女共同参画の推進
 - 家庭における男女共同参画の推進
 - 就労の場での男女共同参画の推進
 - 市役所内の推進体制の整備

【雇用・就労に関する主要施策】（抜粋）

分野 1. 社会環境・制度の整備

基本目標（2）啓発・支援体制の整備

施策の方向① 男女平等、男女共同参画に向けた啓発

施策 5 企業・団体への啓発

- 企業訪問などの機会に企業への啓発を行います。
- あらゆる団体における男女共同参画社会づくりに関する研修実施に向けての働きかけを行います。

施策 6 市民への啓発

- 男女共同参画に関する図書・ビデオなどの収集・提供を行います。

分野 2. 教育・生涯学習の場で

基本目標（2）男女の自立と多様な選択を可能にする生涯学習の推進

施策の方向① 男女ともに意識改革を進めるための学習機会の提供

施策 20 学習に参加しやすい環境づくり

- 子育て中の人に参加しやすい環境づくりのため、各種セミナーの開催には託児などの配慮に努めます。

分野 3. 地域や家庭で

基本目標（1）地域における男女共同参画の推進

施策の方向① 地域における方針決定の場への女性の参画促進

施策 29 区・自治会・各種団体への男女共同参画についての啓発

- 男女共同参画を区・自治会・各種団体などでの研修テーマにしてもらうよう働きかけます。

分野 4. 働く場で

基本目標 (1) 就労の場での男女共同参画の推進

施策の方向① 男女の均等な雇用機会と待遇の実現

施策 43 労働条件実状の把握

- 関係機関との連携を強化します
- 事業所実態調査により実状の把握に努めます

施策 44 県などの関係機関との連携

- 就職、再就職を希望する女性のための就業に関する相談・情報提供を充実します。

施策 45 男女平等に向けた企業・事業所の取組の普及・啓発

- 企業訪問などの機会をとらえた企業・事業所への啓発を行います。
- 「改正男女雇用機会均等法」など労働関係法令の制度の普及・啓発を行います。
- 男女不平等な慣習などの自主的な点検・改善を働きかけます。

施策の方向② 男女のワーク・ライフ・バランス確率の支援

施策 46 ワーク・ライフ・バランスの概念についての普及・啓発

- 長時間労働の解消促進に向けての普及・啓発を行います。
- 企業・事業所の管理職に向けた講座を実施します。

施策 47 育児・介護休業制度の活用促進

- 男性の育児・介護参画に向けた職場への啓発を行います。
- 女性活躍推進やワーク・ライフ・バランス推進を行う事業者の取組を評価します。
- 企業訪問などの機会をとらえた企業・事業所への啓発を行います。

施策 48 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

- 企業・事業所内保育所施設の啓発を行います。

施策の方向③ 性別にとらわれない多様な働き方を支援する環境の整備

施策 49 多様な働き方を支援する学習機会の充実

- 女性の能力開発のための学習機会の充実(各種講座の開設)を図ります。
- 再就職のための職業訓練セミナーを開催します。
- 技能取得・資格取得などに関する情報を提供します。
- 起業をめざす女性に対する情報の提供などの支援をします。

施策 50 性別にとらわれず働き方を選択できる環境づくり

- 在宅型・フレックスタイム勤務・ワークシェアリングなどについて情報発信します。
- 農業、自営業の女性が対等な立場で共同して経営に参画する意識醸成に向けた情報提供に努めます。

施策の方向④ 職場でのセクシャル・ハラスメントなどの防止策の推進

施策 52 企業・事業所などでのセクシャル・ハラスメントなどの防止対策の推進

○企業訪問などの機会に企業への啓発を行います。

○啓発用ビデオなどの提供を行います。

基本目標（2）市役所内の推進体制の整備

施策の方向① 審議会などへの女性の参画の促進

施策 53 各種審議会などにおける女性委員の積極的登用の推進

○充て職を含めた委員の選考方法や、会議時間などの配慮をし、女性委員の登用を推進します。

○市内企業へ女性社員の審議会など委員参画への働きかけを行います。

○託児サービスなど女性が会議に参画できる環境づくりを推進します。

○審議会などで委員の候補となる女性の人材の発掘を行います。

施策の方向③ 女性職員の職域の拡大と管理職への積極的登用

施策 58 分野横断的なプロジェクトへの女性職員の参画

○各種計画の策定や公共施設などの整備検討など、分野横断的なプロジェクトへは積極的に女性職員の参画を推進します。

施策の方向④ 市の刊行物における男女共同参画の視点の確立

施策 59 市の広報・刊行物における男女共同参画の視点での表現の適正化

○市広報などの編集時に男女共同参画の視点で再チェックを行います。

○職員向けジェンダー関連の表現ハンドブックを作成・配布します。

施策 60 関係団体の刊行物における男女共同参画の視点で表現の適正化に向けての働きかけ

○職員向けに作成したジェンダー関連の表現ハンドブックを周知し、関係団体においても活用を促進します。

⑥湖南省人権総合計画

【計画期間】 令和4年度～令和13年度

【基本理念】 市民一人ひとりが人権感覚を高め、
お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

【基本理念に基づく3つの方向性】

- ①「はぐくむ」人権意識の醸成と人権文化の確立
- ②「つくる」差別撤廃と人権尊重のまちづくり
- ③「まもる」人権擁護の実現

- 【基本目標】 ①豊かなつながりと人権感覚をはぐくむまちづくり
②差別や偏見のない、包摂と多様性を尊重した共生のまちづくり
③協働による人権尊重のまちづくり
④誰一人取り残さないまちづくり

【雇用・就労に関する主要施策】（抜粋）

4. 重点施策と取組の方法

(4) 地域福祉の取組の推進

①市民の社会参加への支援の促進

(ツ) 就労支援

- ・求職者のニーズにあった職業訓練枠を拡大するなど職業能力開発の機会確保に取り組むとともに、雇用の促進・安定に努めます。
- ・国・県の職業安定機関と連携しながら、就労相談員などを配置し、就労が継続できるようサポートしたり、就労相談や職業能力の開発を促進したりすることで、計画的、効果的な雇用・就労の支援を推進します。
- ・就職困難者等に対する就職差別をなくすための啓発、部落差別問題や人権問題などに関する研修を実施し、湖南省企業・事業所人権啓発推進協議会や商工会と連携するなどして、企業・事業所の理解促進に努めます。

5. 主な人権課題への分野別施策

(1) 部落差別

3 支援の充実

- ②地域総合センターは、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として、地域住民の自立支援を行うとともに、交流学习や各種相談事業・文化活動等、部落差別解消にもつながる活動の充実を図ります。
- ③地域総合センターで培ってきた住民支援の方策を活かし、支援を必要とするあらゆる市民の相談・訪問をはじめ、関係機関と連携した課題の解決を図ります。

(2) 女性（男女共同参画）

2 男女共同参画によるまちづくりの推進（男女共同参画社会基本法関連）

- ①固定的性別役割分担意識の解消に向けて、市民や企業・事業所が男女共同参画社会についての理解を深められるよう啓発を進めます。
- ②保育・学童保育の環境の整備・充実に取り組みます。
- ③ひとり親家庭に対する助成・就労支援等を通じた経済的支援の充実に努めます。

(3) 子ども

6 子どもの貧困対策の推進

- ③貧困の連鎖を断ち切るため、保護者の就労と生活の安定に向け、一人ひとりに寄り添った相談・支援を行います。

7 ひとり親家庭への支援

①子育てと仕事などの両立や安定的な就労と自立を図るため、生活支援および就労支援を推進します。

(4) 高齢者

1 自立・生きがいづくりへの支援

③年齢等にかかわらず個人の能力に応じた働き方を実現し、高齢者が生活を維持していくための収入を確保するため、企業・事業所に対し多様な働き方についての啓発を推進します。

(5) 障がいのある人

2 雇用・就労の促進

①福祉サービスの充実や、雇用環境の整備に向けた企業啓発や新たな取組への支援等を通じて、障がいのある人の、その人らしい就労を促進します。

②障がい者就労施設等へ通所する障害のある人への訓練機会の提供と、経済面の自立を図るため、施設等への業務の委託や物品の発注に努めます。

③障がいのある人が安定して働き続けられるよう、就労後に相談できる環境づくりなどの継続的な就労支援体制を構築するとともに、安定した生活の実現を支援します。

(6) 外国人

2 生活支援の充実

①外国人労働者に対して不法な就労や不当な取り扱いがされないように、企業・事業所等に対する啓発や、外国人市民への労働関連情報の提供に努めます。

(7) 感染症、患者

2 就労・社会参加への支援

①治療での通院や服薬・体調管理などが必要な人々が、継続して就労できるよう、関係機関と連携しながら、就労機会の確保や環境整備、企業啓発に努めます。

(12) さまざまな人権の尊重

④ホームレス

ホームレスの人々の自立を図るため、就業機会や居住場所の確保などの支援等に向けて関係機関の連携を推進します。

⑦湖南省多文化共生推進プラン

【計画期間】 令和4年度～令和8年度

【基本理念】 いろんな文化が響きあう 一人ひとりが笑顔でいられるまち 湖南

- 【基本の柱】
- 1 交流と理解の促進のためのコミュニケーション支援
 - 2 だれもが安心・安全に暮らすための生活支援
 - 3 国籍にかかわらず、一人ひとりが協力して進める活力ある多文化共生の地域づくり

【雇用・就労に関する主要施策】（抜粋）

第4章 多文化共生施策の展開

1 交流と理解の促進のためのコミュニケーション支援

(1) わかりやすい情報提供

⑤様々な主体との連携による情報提供

- ・国際協会や地域、企業などと連携し、広報・ホームページなど様々な媒体や機会を活用するなどして、外国人市民への情報提供の充実に努めます。

(2) 日本語および文化・慣習についての学習機会の提供

①日本語や日本文化を学ぶ機会の提供

- ・国際協会や企業などと連携し、学習者のニーズに応じた参加しやすい日本語教室を開催します。また、日本の習慣や食文化を学ぶ機会の提供を行います。

2 だれもが安心・安全に暮らすための生活支援

(2) 安心して働くことのできる環境の整備

①労働に関する情報提供・相談

- ・職業能力開発や労働関係についての情報提供を行います。また、相談内容に応じて「やさしい日本語」や多言語での対応に努めます。
- ・合同就職面接会では、外国人市民の雇用に積極的な企業の参加を働きかけます。また、外国人市民に情報が届くよう国際協会等と連携し、週に努めます。
- ・障害のある人や、ひとり親世帯の保護者、生活に困窮している等の外国人市民に、「チャンスワークこなん」を通じた求人情報の提供、職業相談、職業紹介を行います。
- ・新たに事業を開始する外国人市民から相談があった際は、商工会をはじめとした支援団体と連携し、情報提供に努めます。

②企業に対する多文化共生推進のための啓発

- ・企業訪問などを活用し、多文化共生や外国人市民の労働者の適正雇用に関する啓発を推進します。

(4) 安全に暮らすための災害時・感染症流行時の支援体制の整備

②外国人市民の防災意識の高揚

・地域、企業、学校等と連携し、外国人市民に対する防災学習を行います。

③防災の担い手としての外国人市民の参画促進・育成

・地域や企業と連携し、外国人市民と日本人市民の合同訓練に取り組み、防災リーダーとなる外国人市民の育成を行います。

3 国籍にかかわらず、一人ひとりが協力して進める活力ある多文化共生の地域づくり

(2) 地域活動における社会参画支援、連携・協働による地域活性化の推進

③地域で活躍する外国人市民に関する情報発信

・市や国際協会の広報・ホームページなどを活用し、積極的にボランティア活動に取り組む人やグループ、地域や企業で活躍する人など外国人市民に関する情報発信を行います。

(2) 県における雇用・就労に関連する諸計画

①滋賀県職業能力推進プラン

○計画の期間 平成29年度～令和3年度

○プランの基本目標

- 1 求人ニーズと求職ニーズのミスマッチの解消
- 2 全員参加型社会の実現に向けた個々の特性やニーズに応じた職業能力開発
- 3 キャリア形成支援
- 4 技能の振興と継承
- 5 職業能力開発に関する体制の整備と関係機関との連携等

○職業能力開発の基本的施策

- 1 求人ニーズと求職ニーズのミスマッチの解消
 - (1) 質の高い職業訓練の機会の提供
 - (2) 求人ニーズに応じた職業訓練の実施
 - (3) 求職ニーズに応じた職業訓練の実施
- 2 全員参加型社会の実現に向けた個々の特性やニーズに応じた職業能力開発
 - (1) 若者に対する職業能力開発
 - (2) 女性に対する職業能力開発
 - (3) 障害者に対する職業能力開発
 - (4) 中高年齢者に対する職業能力開発
 - (5) 外国人に対する職業能力開発
- 3 キャリア形成支援
 - (1) 事業主等が行う教育訓練の支援
 - (2) 働く人々に対するキャリア形成支援
 - (3) 技能検定の実施
 - (4) 「しごと」や「ものづくり」にふれあう機会の提供
- 4 技能の振興と継承
 - (1) 技能を尊重する社会的気運の醸成
 - (2) 技能競技大会を通じた技能習得意欲の向上
- 5 職業能力開発に関する体制の整備と関係機関との連携等
 - (1) 職業能力に関する体制の整備
 - (2) 関係機関との連携等
 - (3) 今後の職業にかかる教育訓練のあり方の研究

②滋賀県障害者プラン 2021

- 趣 旨
- ・県プラン策定にかかる協議の場への障害当事者の参加や、各障害事者団体へのヒアリングを通じていただいた意見を反映したものであること。
 - ・県プランは、市町が策定する同様の計画との連携・調整を図り、市町計画の達成に資するプランであること。
 - ・豪雨や地震等の災害時や新型コロナウイルス等の感染症の流行時においても、障害のある人の「いのち」と「くらし」を守ることに資するプランであること。
 - ・糸賀一雄氏ら先人の実践と理念をはじめとして、当事者や地域のニーズに即した現場の先駆的な取組を県や国における施策化につなげてきた本件の障害福祉の歴史を踏まえ、その発展を目指すプランであること。
- 位置づけ
- 障害者基本法に基づく国の新たな「障害者基本計画（第4次）」をベースに、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を支援するための基本的な指針（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」に即して策定しています。
- 実施期間
- 令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度）の6年間
- 基本理念
- 県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～
- 基本目標
- すべての人が基本的人権を尊重され、地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する
- 施策領域と施策の方向性
- 施策領域① 共生社会づくり
- 施策の方向性
- だれもが暮らしやすい共生社会の実現に向け、障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容を県民に周知することにより、障害理解や心のバリアフリーの推進を図ります。また、障害者虐待防止法による取組を強化します。
 - 障害のある人の意思決定への必要な支援が適切な方法と環境により実施されるよう、支援者の人材育成等の取組を強化します。
 - 情報取得・発信における意思疎通支援の充実やICTの活用によるアクセシビリティ（利用しやすさ）を高めます。

- 障害のある人に制限のない誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、公共の交通機関や建物、公園等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の取組を進めます。

施策領域② ともに暮らす

施策の方向性

- 障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行する人や、親亡き後に障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じた介助・介護・見守り等の生活支援サービス等の充実（体制整備、人材育成・確保）に努めます。
- 福祉、保健・医療、教育、労働等の各分野の連携を図るとともに、障害、高齢、児童、困窮等の属性にかかわらず谷間のない支援を身近な地域で受けることができるよう、市町による包括的・重層的な相談支援体制整備の推進を図ります。
- 障害福祉サービス等を必要に応じて適切で効果的に利用できるように、ケアマネジメント体制の充実を図ります。
- 福祉圏域における障害特性に応じた専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 障害の状況に応じた専門的な医療の提供や障害の特性に配慮された診療が受けられる体制整備を図ります。
- 市町による災害時の避難行動に支援を要する障害のある人の把握および実効性のある避難時の個別計画の作成、避難所での必要な配慮がされるよう、県における防災部局と福祉部局の連携を高め、市町における同様の連携と地域との協働を促進します。

施策領域③ ともに育ち・学ぶ

施策の方向性

- 乳幼児から学齢期、入学や進学等により途切れることなく、ライフステージに応じた適切な支援が切れ目なく提供される体制の充実を促進します。
- 障害のある子供が、必要な支援のもと障害の特性に応じた教育を受けることができるよう教育環境や相談支援体制の充実を努めます。
- 障害のある子ども一人ひとりの障害特性と教育的ニーズを把握して、その持てる力を引き出し高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。
- 障害の有無にかかわらず、ともに学ぶことができる「インクルーシブ教育」を推進します。

- 発達障害や重症心身障害、医療的ケア等が必要な児童への支援を充実させるため、市町の体制整備への支援と専門的な支援人材の養成を図ります。

施策領域③ ともに働く

施策の方向性

- 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進を図ります。
- 中小企業を含めた企業での一般就労に向けた支援体制整備や福祉的就労の場を確保することにより、障害のある人が経済的基盤を獲得することや、生きがいのある豊かな社会生活を営むことを支援します。
- 就業の促進と職場定着のため、教育・福祉・医療・労働の各機関と企業の連携強化を図ります。
- 就労に向けた訓練・実習機会の確保、就業と生活を支えるための相談支援の充実を図ります。

4. 就労などに関する相談窓口

○就労の相談

相談機関名	所在地	電話番号	備考
甲賀公共職業安定所 (ハローワーク甲賀)	〒528-0031 甲賀市水口町 本町3-1-16	0748-62-0651	職業相談・紹介・ 訓練、求人検索、 雇用保険など
湖南市障がい者 就労情報センター	〒520-3288 湖南市中央1-1 湖南市役所 (東庁舎1階)	0748-71-2361	障がい者を対象と した就職の相談
チャンスワークこなん		0748-71-4151	障がい者・ひとり親 ・生活困窮者を対象 とした職業相談・紹 介、求人検索
湖南市 商工観光労政課	〒520-3288 湖南市中央1-1-1 湖南市共同福祉施設内	0748-71-2332	就労全般の相談と 支援(湖南市就労 支援計画に基づく)
湖南市 福祉政策課	〒520-3288 湖南市中央1-1 湖南市役所 (東庁舎1階)	0748-71-2370	生活困窮者の自立 支援と失業に係る 住宅困窮者支援 (家賃・就労支援) 生活保護世帯の生 活支援
湖南市 障がい福祉課		0748-71-2364	障がい者の就労 相談や生活支援
湖南市 子ども政策課		0748-71-2390	ひとり親家庭等の 就労生活支援
滋賀マザーズジョブ ステーション草津駅前 (母子家庭等就業・ 自立支援センター)	〒525-0032 草津市大路1-1-1 エルティ932・ガーデン シティ草津3階	077-598-1480	子育てと仕事の両立 に悩んでいる方の就 業・技術の習得・ キャリアアップ相談
しがジョブパーク	〒525-0025 草津市西渋川1-1-14 行岡第一ビル4階	077-563-0301	若年者を対象とした 就職相談・紹介・訓 練、求職検索など (概ね35歳未満)
滋賀県地域若者 サポートステーション (しがジョブパーク内)		077-563-0366	若年者を対象とし た就職相談 (概ね49歳未満)
滋賀障害者 職業センター	〒525-0027 草津市野村2-20-5	077-564-1641	障がい者の就労支 援など
シニアジョブ ステーション滋賀	〒520-0051 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5階	077-521-5421	中高年齢者を対象 とした職業相談・ 紹介、求人検索
滋賀県労働雇用政策課	〒520-0044 大津市京町4-1-1 滋賀県庁内	077-528-3759	内職情報・労働相談
湖南すみくも地域人権 福祉市民交流センター	〒520-3221 湖南市三雲1186	0748-72-3166	就労等に関する相談
湖南市夏見会館	〒520-3223 湖南市夏見1505	0748-76-3617	就労等に関する相談
湖南市 いしべ交流センター	〒520-3105 湖南市石部西2-12-6	0748-76-3692	就労等に関する相談

○職業能力開発・職業訓練・評価など

相談機関名	所在地	電話番号	備考
テクノカレッジ草津 (滋賀県立高等技術 専門学校草津校舎)	〒525-0041 草津市青地町1093	077-564-3296	高等学校などの卒業 者(見込み含む) ・求職者対象の 技術訓練校
滋賀県障害者 雇用支援センター	〒525-0032 草津市大路2-11-15	077-563-4005	障がい者の職業 訓練や職業生活 の支援
滋賀障害者 職業センター	〒525-0027 草津市野村2-20-5	077-564-1641	障がい者の訓練や 職業評価
ポリテクセンター滋賀 (滋賀職業能力 開発促進センター)	〒520-0856 大津市光が丘町3-13	077-537-1164	離職者・在職者訓 練(手続きはハロー ワーク)、キャリア 形成支援などの 相談
ポリテクカレッジ滋賀 (滋賀職業能力 開発短期大学校)	〒523-8510 近江八幡市古川町1414	0748-31-2254	高等学校卒業者を 対象に技術を習得 する学校施設

○仕事のトラブル相談など

相談機関名	所在地	電話番号	備考
滋賀県労働相談所	〒520-0806 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階	077-511-1402 0120-967164	労働条件の疑問や トラブルなどの 相談
東近江労働基準監督署	〒527-0023 東近江市 八日市緑町8-14	0748-22-0394	解雇、雇止め、 労働条件の変更 などの労働相談
滋賀労働局 総合労働相談コーナー	〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階	077-522-6648	解雇、雇止め、 労働条件の変更 などの労働相談
滋賀労働局 雇用環境・均等室		077-523-1190	男女雇用機会均 等、育児・介護 休業などの相談

○お金のトラブル相談など

相談機関名	所在地	電話番号	備考
湖南市 消費生活相談センター	〒520-3288 湖南市中央1-1 湖南市役所 (東庁舎1階)	0748-71-2370	借金や多重債務等 ・暮らしや困り ごとの相談
滋賀県弁護士会 法律相談センター	〒520-0051 大津市梅林1-3-3	077-522-3238	個人の多重債務等 の相談 予約制 (初回のみ無料)
滋賀県司法書士会 総合相談センター大津	〒520-0056 大津市末広町7-5 滋賀県司法書士会4階	077-527-5545	自己破産、個人 再生等の相談 予約制
法テラス 滋賀法律事務所	〒520-0047 大津市浜大津1-2-22 大津市商中日生ビル 5階	050- 3381-0085	法制度や相談窓口 等の情報提供 (無料)

○心や身体の悩み相談など

相談機関名	所在地	電話番号	備考
甲賀健康福祉事務所 (甲賀保健所)	〒528-0005 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6111	精神障がいやストレスに関する相談
滋賀県立 精神保健福祉センター ひきこもり 支援センター	〒525-0072 草津市笠山8-4-25	077-567-5010	心と身体に関する 相談
こころの電話		077-567-5058	
滋賀いのちの電話	〒520-3015 栗東市 安養寺7-611-1	077-553-7387	心の悩みに関する 相談
滋賀産業保健 総合支援センター (メンタルヘルス対策)	〒520-0047 大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル8階	077-510-0770	メンタルヘルス対 策全般についての 相談
近江八幡地域 産業保健センター	〒523-0857 近江八幡市八幡町170 旧八幡教育集会所1階	0748-31-3544	各種健康相談・ 産業保健情報の 提供
湖南省 健康政策課	〒520-3223 湖南省夏見588 湖南省保健センター	0748-72-4008	心と身体に関する 相談全般

○子どもに関する相談など

相談機関名	所在地	電話番号	備考
湖南省 家庭児童相談室	〒520-3106 湖南省 石部中央1-1-1 湖南省役所 (西庁舎1階)	0748-77-7007	子どもの虐待相談
みくも子ども家庭総合 センター	〒520-3232 湖南省三雲268	0748-76-3760	子育て全般に 関する相談
いしべ子ども家庭総合 センター	〒520-3106 湖南省 石部中央3-9-20	0748-77-8570	
いわね子ども家庭総合 センター	〒520-3252 湖南省岩根2225	0748-72-7089	
しもだ子ども家庭総合 センター	〒520-3201 湖南省下田2224	0748-76-3733	
滋賀県子ども・子育て 応援センター (こころんだいやる)	〒520-0044 大津市京町4-1-1 滋賀県庁東館3階	077-524-2030 0570-078310	子どもや親の不安 ・悩みの相談
滋賀県中央子ども 家庭相談センター	〒525-0072 草津市笠山7-4-45	077-562-1121	子どもに関する相談
児童虐待ホットライン		077-564-7867	女性相談専用
子どもの人権110番	〒520-0037 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 7階	0120-007-110	子どもの悩み、 いじめ問題など の相談

○その他の相談など

相談機関名	所在地	電話番号	備考
滋賀県人権センター	〒520-0801 大津市 におの浜4-1-14	077-522-8243 (077-527-3885)	就労と人権問題全般の相談 (人権相談室直通)
湖南市 人権擁護課	〒520-3195 湖南市 石部中央1-1-1 湖南市役所(西庁舎)	0748-77-8512	人権問題全般の相談
湖南市 高齢福祉課	〒520-3223 湖南市夏見588 湖南市保健センター	0748-71-4652	社会的支援が必要な方、高齢者やその家族に関する介護や健康福祉などの総合相談
湖南市少年センター あすくる湖南	〒520-3195 湖南市 石部中央1-1-1 湖南市役所西庁舎別館2階	0748-77-7053	中学校・高等学校卒業(中退含む)後、無職でいる若者の就労等の支援と相談
湖南市社会福祉協議会	〒520-3234 湖南市中央1-1 湖南市 社会福祉センター	0748-72-4102	失業などにより日常生活にお困りの方への就労や生活資金の貸付相談
湖南市国際協会	〒520-3195 湖南市 石部中央1-1-1 湖南市役所西庁舎4階	0748-71-4332	外国の方の言葉の問題や生活、就労などの相談
滋賀県国際協会	〒520-0801 大津市 におの浜1-1-20 ピアザ淡海2階	077-526-0931	外国の方の言葉の問題や生活などの相談
甲賀地域ネット 相談サポートセンター	〒520-3216 湖南市若竹町1-6	0748-75-6920	障がい者や家族の方の障がい・介護・進学・就職などに関する相談
支援センター このゆびとまれ	〒520-3213 湖南市大池町10-1	0748-75-8949	精神障がい者や家族の方の悩みや困りごとの相談
地域生活支援センター しろやま	〒528-0031 甲賀市水口町 本町2-2-27	0748-62-8181	
相談支援センター ろーぶ	〒528-0037 甲賀市水口町 本綾野1978-7	0748-65-4641	身体障がい者や家族の方の悩みや困りごとの相談
甲賀地域働き・暮らし 応援センター (障がい者雇用・ 支援センター甲賀)	〒528-0012 甲賀市水口町暁3-44	0748-63-5830	障がいのある人たちの働く・暮らす・生きるを応援・サポート
多文化共生支援 センター SHIPS	〒525-0034 草津市草津1-13-12	077-561-5110	外国の方の言葉の問題や生活などの相談
滋賀県介護・福祉人材 センター	〒525-0032 草津市大路1-1-1 エルティ932 3階	077-567-3925	福祉の就労相談

相談機関名	所在地	電話番号	備考
滋賀県母子家庭等就業 ・自立支援センター	〒523-0891 近江八幡市 鷹飼町80-4 滋賀県男女共同参画 センター	0748-37-5088	ひとり親家庭等を 対象とした相談
高齢・障害・求職雇用 支援機構 滋賀支部	〒520-0856 大津市光が丘町3-13 ポリテクセンター滋賀	077-537-1164	高齢者や障がい者 の雇用に関する援 助・給付・相談
21世紀職業財団 滋賀事務所	〒520-0043 大津市中央3-1-8 大津第一生命ビル2階	077-523-5141	女性労働者や家族 の介護等を行う労 働者の雇用改善と 仕事の両立支援
中小企業 退職金共済事業本部 大阪相談コーナー	〒550-0011 大阪市西区 阿波座1-7-13 商工中金阿波座ビル 7階	06-6536-1851	事業主の退職共済 制度に関する相談

5. 湖南省就労推進会議委員名簿等

湖南省就労推進会議委員

任期：令和3年2月1日～令和4年3月31日

所 属	役 職	氏 名
湖南省民生児童委員協議会	会 長	今 村 傳 男
湖南省工業会	会 長	園 田 英 次
湖南省商工会	会 長	上 西 保
(公社) 湖南工業団地協会	会 長	中 作 佳 正
湖南省障がい者就労情報センター運営協議会	会 長	金 子 秀 明
湖南省障がい児者団体連絡協議会	会 長	上 野 実
湖南省ひとり親家庭福祉推進員	湖南代表	傍 田 安 子
湖南省国際協会	会 長	長 谷 平 官
部落解放同盟滋賀県連合会甲西支部	支 部 長	木 邑 賢 治
(公財) 滋賀県人権センター	主 査	山 村 暁 子
甲賀公共職業安定所	課 長	今 宿 裕 子
湖南省 人権擁護課	課 長	吉 永 恵 子
湖南省 福祉政策課	課 長	齊 藤 輝 子
湖南省 社会福祉課	課 長	園 田 君 子
湖南省 子ども政策課	課 長	藪 内 美 輝 子
湖南省 学校教育課	課 長	野 口 高 志
湖南省 生涯学習課 少年センター	所 長	稲 塚 繁 樹

湖南省就労推進会議 就労支援計画策定部会委員

所 属	役 職	氏 名
湖南省工業会	事務局	松 島 敬 三
湖南省商工会	事務局長	中 江 彰 男
(公社) 湖南工業団地協会	事務局長	角 田 正
湖南省障がい者就労情報センター運営協議会 湖南省作業所部会	部 会 長	伊 藤 匡 剛
湖南省障がい児者団体連絡協議会	会 長	上 野 実
湖南省国際協会	事務局長	鶴 衛 正 義
部落解放同盟滋賀県連合会甲西支部	支 部 長	木 邑 賢 治
(公財) 滋賀県人権センター	主 査	山 村 暁 子
甲賀公共職業安定所	統 括 職業指導官	鳥 居 伸 介
湖南省 人権擁護課	課 長	吉 永 恵 子
湖南省 人権擁護課 夏見会館	館 長	橋 本 利 隆
湖南省 福祉政策課	課 長	齊 藤 輝 子
湖南省 社会福祉課	課 長	園 田 君 子
湖南省 子ども政策課	課 長	藪 内 美輝子
湖南省 学校教育課	課 長	野 口 高 志
湖南省 生涯学習課 少年センター	支 援 コーディネーター	廣 瀬 久 忠
湖南省 商工観光労政課	課 長	坂 田 晃 浩
湖南省 商工観光労政課	就労相談員	亀 井 勝 人

6. 第3次 湖南省就労支援計画策定経過

令和3年(2021年)

- 2月16日 湖南省就労推進会議(第1回)
 - 就労支援計画策定資料用アンケート(案)
- 7月9日 湖南省就労推進会議就労支援計画策定部会(第1回)
 - 就労支援計画策定資料用アンケート(案)
- 9月 アンケート実施

令和4年(2022年)

- 1月17日 湖南省就労推進会議就労支援計画策定部会(第2回)
 - 就労支援計画(案)
- 1月28日 湖南省就労推進会議(第2回)
 - 就労支援計画(案)
- 2月22日 湖南省就労推進会議就労支援計画策定部会(第3回)
 - 就労支援計画(案)
- 3月7日 湖南省就労推進会議(第3回)
 - 就労支援計画(案)
- 4月4日～ パブリックコメント実施
- 4月28日
- 9月 第3次 湖南省就労支援計画(策定)

湖南省市民憲章

わたしたちは、悠久の野洲川の流れた美しい郷土を愛し、先人が築いてきた文化や歴史に感謝して、活気と希望に満ちた、ゆたかで創造的なまちをつくるために、この憲章を定めます。

- 一、美しい水と緑を大切に、自然と調和したまちをつくります。
- 一、たがいの人権を認めあい、思いやりのあるまちをつくります。
- 一、子どもが健やかに育ち、障がい者や老人をはじめ、だれもが安心して暮らせるまちをつくります。
- 一、ゆたかな歴史を重んじ、香り高い文化のまちをつくります。
- 一、社会の規律を守り、安全で住みよいまちをつくります。

(平成 17 年 11 月 20 日制定)

第 3 次 湖南省就労支援計画

発行日	令和 4 年 (2022 年) 9 月
発行	湖南省
	環境経済部 商工観光労政課
	〒520-3288 湖南省中央一丁目 1 番地
TEL (代表)	0748-72-1290
TEL (直通)	0748-71-2332
FAX	0748-72-4820